

平成20年12月10日

無線従事者規則の一部を改正する省令案について  
(平成20年12月10日 諮問第46号)

[無線従事者養成課程の見直しに伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

(小野寺検定試験官、中村主査)

電話：03-5253-5876

## 無線従事者規則の一部を改正する省令案について

### 1 諮問の概要

無線従事者資格を取得するための方法の一つである養成課程について、営利を目的とする法人がその創意工夫により無線従事者の育成に大きく関与できることが期待されることから、営利法人等が実施するものの認定を可能とするとともに、認定申請の手続きについて合理化・簡略化を図り、併せて養成課程の実施、管理体制等に関して確認を行うための記載事項及び添付書類の見直しを行うため、無線従事者規則の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

- (1) 無線従事者の養成課程の認定基準について、養成課程を実施する者が養成課程以外の業務を行うことによって不公正になるおそれがあるものでなければ、営利法人等が実施するものであっても認定を可能とする。(第21条第1項関係)
- (2) 養成課程の認定の申請書の記載事項等について、既に申請済みのものと同一の内容により申請する場合は記載等の省略を可能とするとともに、実施者と管理責任者の関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の方法等を審査することとし、記載事項及び添付書類を見直すこととする。(第22条第1項及び第2項並びに第25条関係)
- (3) 同一の者が実施する二以上の養成課程の申請について、同時に申請する場合は、申請の手続を簡略化できることとする。(第22条の2関係)
- (4) 養成課程の認定を受けようとする者が電波法令違反者の場合は、認定しない場合があること及び認定した後に電波法令違反者となった場合に認定を取り消す場合があることとする。(第23条第2項及び第28条第2項関係)
- (5) その他規定の整備を行う。

### 3 施行期日等

- (1) 平成21年4月1日施行予定
- (2) 改正無線従事者規則の施行の際、現行の無線従事者規則による申請があったものは、改正前の省令により処分を行うよう経過措置を設けることとする。

# 無線従事者養成課程の見直し

## 1 養成課程の実施者の範囲拡大

### 現状

営利を目的とした養成課程の実施を認めない。

⇒主な実施者

- ・日本無線協会
- ・日本アマチュア無線振興協会

### 改正後

営利を目的とした養成課程の実施を認める。

⇒主な実施者

- ・日本無線協会
- ・日本アマチュア無線振興協会

＋ 営利団体

①多種多様な営利企業等の参入が可能

(民間開放の促進)

②少人数養成、夜間対応等受講生の多様なニーズに応じた養成課程の開催が期待

(受講機会の拡大)

## 2 申請手続きの合理化

養成課程を実施しようとする度に申請・認定

### 審査項目

実施時期	審査項目
4月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
5月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
6月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
7月	申請者の適格性、管理責任者、必要な設備の有無、授業科目・時間等
⋮	

包括的な申請を可能とし、手続きを合理化

### 包括的な申請

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

### 又は

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

申請者の適格性、管理責任者等

## 3 養成課程の公正さを確保するための規定の整備

養成課程の認定申請の際に、実施者と管理責任者との関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の方法等を審査することとし、関係規定を整備する。

# 無線従事者養成課程の概要

## 1 養成課程の位置付け

無線従事者の資格を取得するための一つの方法。

養成課程は、無線従事者として必要な知識及び技能を養うことを目標としており、国家試験と同様に厳格かつ公正に実施される必要がある。

(参考)無線従事者資格の取得方法

- 無線従事者になろうとする者は総務大臣の免許が必要（電波法第41条第1項）
- 無線従事者の免許は、次のいずれかの方法により取得（電波法第41条第2項）

### ① 国家試験の合格（電波法第41条第2項第1号）

- ◆年齢、性別、国籍の如何を問わず、誰でも受験可能。
- ◆試験は、電気通信術は実地により、その他の科目は筆記（択一式）により実施。

### ② 養成課程の修了（電波法第41条第2項第2号）

- ◆**総務大臣の認定を受けた養成課程を修了した者は、無線従事者の免許を受けることができる。**
- ◆学校等の1年以上の教育課程において、所定の無線通信に関する科目を履修して卒業した者は、無線従事者の免許を受けることができる。

### ③ 学校（大学等）で無線通信に関する科目を修めて卒業（電波法第41条第2項第3号）

- ◆大学等の教育課程において、所定の無線通信に関する科目を履修して卒業した者は、一定の無線従事者の免許を受けることができる。

### ④ 有資格者の一定の業務経歴及び認定講習課程の修了（電波法第41条第2項第4号）

- ◆有資格者が、無線設備の操作に一定期間従事した業務経歴を評価し、認定講習課程を受講することにより上位の資格を取得できる。

## 2 養成課程の種別

養成課程の対象となる無線従事者資格は以下のとおり。（合計 14資格）

海上関係(6)	第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士
航空関係(2)	航空無線通信士、航空特殊無線技士
陸上関係(4)	第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士
アマチュア関係(2)	第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士

## 3 養成課程の流れ

①養成課程に係る授業の受講(※1)



②修了試験の合格(※2)



修了

※1 無線従事者の種別ごとに、授業科目及び時間数を規定（例：三陸特の場合 6h(無線工学2h+法規4h)

※2 授業によって習得した知識・技能を確認

平成20年12月10日

UQコミュニケーションズ株式会社及び株式会社ウィルコム所属  
特定無線局の包括免許について  
(平成20年12月10日 諮問第47、48号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

(石谷課長補佐、白壁係長)

電話：03-5253-5893

## UQコミュニケーションズ株式会社所属 特定無線局の包括免許について

1	包括免許申請の概要
---	-----------

申請者	UQコミュニケーションズ株式会社
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	BWAアクセスサービス（2.5GHz帯WiMAX方式）による電気通信サービスを提供するため、本無線局の開設を必要とする
通信の相手方	免許人所属の基地局又は陸上移動中継局
電波の型式及び希望する周波数の範囲	9M90 X1C X1D X1F 2600MHz 2610MHz 2620MHz
空中線電力	0.2W
最大運用数	4,936,000局
運用開始予定期日	平成21年2月28日

2	審査結果の概要
---	---------

審査の結果、別紙のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

## 審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、申請者が本件特定無線局を通信の相手方とする特定基地局に係る認定計画に関する周波数であることから、周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	<p>近年、インターネットの接続や動画像伝送等、ワイヤレスブロードバンドの需要は拡大の一途であり、より高速・大容量の通信が可能な利便性の高い移動通信システムの導入が期待されているところである。</p> <p>本件特定無線局は、3.5世代移動通信システムのデータ伝送速度を上回る高度な無線ブロードバンドサービスを提供するものであり、利用者の需要に適合していると認められる。</p>
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	<p>申請者は、本件特定無線局を通信の相手方とする特定基地局の開設計画に基づき最大運用数を算定していることから、当該最大運用数による運用における電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。</p> <p>また、申請のあった最大運用数は4,936,000局であり、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数（982,770,000局）を下回るため、最大運用数による最繁時であっても通信可能であると認められる。加えて、申請者は当該開設計画に従って本件特定無線局に係る電気通信事業を実施することとしており、当該開設計画を確実に実施するために必要な電気通信設備、技術要員の確保等が図られていると認められる。これらにかんがみれば、最大運用数による運用における電気通信事業の実施についての計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。</p>
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	広帯域移動無線アクセスシステムは、1基地局当たり数km程度のサービスエリアをカバーするものであり、また、3.5世代移動通信システムのデータ伝送速度を上回る高度な無線ブロードバンドを可能とするものであるため、他の電気通信手段と比して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	広帯域移動無線アクセスシステムは、より高度な無線ブロードバンドサービスを可能とするものであり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

## 株式会社ウィルコム所属特定無線局の包括免許について

1	包括免許申請の概要
---	-----------

申請者	株式会社ウィルコム
特定無線局の種別	陸上移動局
目的	電気通信業務用
開設を必要とする理由	今後のブロードバンドサービスに対応するため、BWAシステムを構築し高度な移動通信サービスを提供することとしたい
通信の相手方	免許人所属の基地局又は陸上移動中継局
電波の型式及び希望する周波数の範囲	9M60 X1A X1B X1C X1D X1F X1X X7W 2550.1MHzから2569.9MHzまでの900kHz間隔の周波数23波
空中線電力	0.2W
最大運用数	2,391,000局
運用開始予定期日	免許の日から6月以内の日

2	審査結果の概要
---	---------

審査の結果、別紙のとおり、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の4第1号及び第2号の規定に適合していると認められるので、包括免許を与えることとしたい。

## 審査結果の概要

審査項目（関連条項）	判定	審査概要
周波数の割当てが可能であること（電波法第27条の4第1号）	適	申請者が希望する周波数は、申請者が本件特定無線局を通信の相手方とする特定基地局に係る認定計画に関する周波数であることから、周波数の割当ては可能であると認められる。
総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること（電波法第27条の4第2号）	適	次に示すとおり、特定無線局の開設の根本的基準に合致していると認められる。
ア それらの局を開設することによって提供しようとする電気通信役務が、利用者の需要に適合するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）第2条第1号）	適	近年、インターネットの接続や動画像伝送等、ワイヤレスブロードバンドの需要は拡大の一途であり、より高速・大容量の通信が可能な利便性の高い移動通信システムの導入が期待されているところである。 本件特定無線局は、3.5世代移動通信システムのデータ伝送速度を上回る高度な無線ブロードバンドサービスを提供するものであり、利用者の需要に適合していると認められる。
イ 包括免許を受けようとする者は、それらの局の最大運用数による運用における電気通信事業の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第2号）	適	申請者は、本件特定無線局を通信の相手方とする特定基地局の開設計画に基づき最大運用数を算定していることから、当該最大運用数による運用における電気通信事業の実施について、適切な計画を有していると認められる。 また、申請のあった最大運用数は2,391,000局であり、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に基づき算定した収容可能無線局数（345,241,600局）を下回るため、最大運用数による最繁時であっても通信可能であると認められる。加えて、申請者は当該開設計画に従って本件特定無線局に係る電気通信事業を実施することとしており、当該開設計画を確実に実施するために必要な電気通信設備、技術要員の確保等が図られていると認められる。これらにかんがみれば、最大運用数による運用における電気通信事業の実施についての計画を確実に実施するに足る能力を有していると認められる。
ウ それらの局を開設する目的を達成するためには、それらの局を開設することが他の各種の電気通信手段を使用する場合に比較して能率的かつ経済的であること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第3号）	適	広帯域移動無線アクセスシステムは、1基地局当たり数km程度のサービスエリアをカバーするものであり、また、3.5世代移動通信システムのデータ伝送速度を上回る高度な無線ブロードバンドを可能とするものであるため、他の電気通信手段と比して能率的かつ経済的であると認められる。
エ その他それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること。（特定無線局の開設の根本的基準第2条第4号）	適	広帯域移動無線アクセスシステムは、より高度な無線ブロードバンドサービスを可能とするものであり、我が国における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営に寄与するものと認められる。

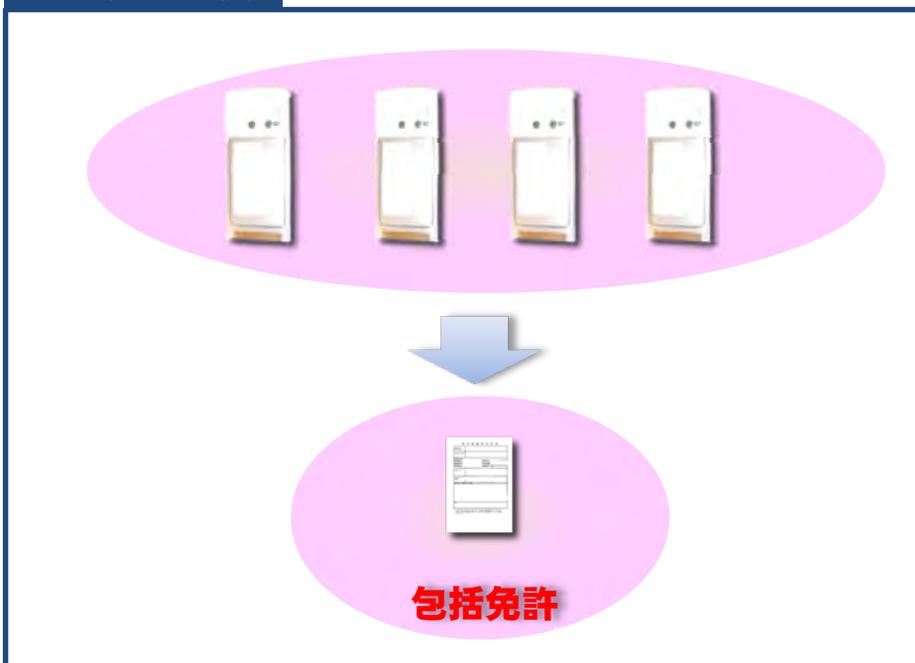
# (参考1) 包括免許制度とは

携帯電話端末等の無線局について、個別の無線局毎に免許を受けることなく、一つの免許により同一タイプの複数の無線局の開設を可能とする制度(電波法第27条の2等)

## 個別免許制度



## 包括免許制度



## (参考2) BWA事業者の進捗状況について

UQコミュニケーションズ、ウィルコム の両社とも、来年春(UQ:2月末、ウィルコム:4月)のサービス開始に向けて、概ね順調に進捗。

	UQコミュニケーションズ	ウィルコム
BWA事業の進捗に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 東京23区、横浜市に加え、<b>川崎市をエリア化</b></li> <li>✓ <b>314局※の基地局免許を取得</b>(サービス開始時までに約600局開設予定)</li> <li>✓ 2月末に増資(<b>資本金等:170億円</b>)</li> <li>✓ 7月1日、電気通信事業の登録完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>最初の基地局免許を申請中</b>(サービス開始時までに約300局開設予定)</li> <li>✓ 基地局の置局に関し、<b>約900箇所※について建物オーナーから承諾</b></li> <li>✓ 12月9日、電気通信事業者の変更登録完了</li> </ul>
他の電気通信事業者による無線設備の利用(MVNO)の促進に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>専門窓口を設置</b></li> <li>✓ <b>MVNO説明会を3回開催</b>し、標準プラン・提供料金を提示</li> <li>✓ <b>74社※と個別協議中</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>専門窓口を設置</b></li> <li>✓ <b>MVNO説明会を2回開催</b>。次回、標準プラン・提供料金を提示予定</li> <li>✓ <b>62社※と個別協議中</b></li> </ul>
他の無線局との干渉調整に関する事	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 固定系地域バンドの申請者との調整を逐次実施(<b>153件※合意済</b>)</li> <li>✓ 隣接システム(N-STAR)との調整について、<b>基本合意完了</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 固定系地域バンドの申請者との調整を逐次実施(<b>155件※合意済</b>)</li> <li>✓ 隣接システム(N-STAR)との調整について、<b>基本合意完了</b></li> </ul>

※平成20年11月末現在

# (参考3) BWAに係る認定計画の概要

2545MHz	2575MHz	2595MHz	2625MHz
株式会社ウィルコム (次世代PHS)	ガードバンド	固定的利用 (10MHz:各地域)	ガードバンド
			UQコミュニケーションズ (モバイルWiMAX)

事業者	UQコミュニケーションズ	ウィルコム
通信方式	モバイルWiMAX	次世代PHS
主要株主	KDDI、インテル、JR東日本、京セラ、大和証券、三菱東京UFJ銀行	カーライル、京セラ、KDDI
サービス開始時期	2009年2月28日 (東京23区、横浜市から開始)	2009年4月 (東京 山手線の内側から開始)
特定基地局の開設数、人口カバー率など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年3月末までに約19,000局の基地局を開設予定</li> <li>・屋内用基地局19,000設備を開設予定</li> <li>・2013年3月末までに全国の人口カバー率93%、1,161市町村でのサービス提供を予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年3月末までに約20,000局の基地局を開設予定</li> <li>・屋内用基地局7,000局を開設予定</li> <li>・2013年3月末までに全国の人口カバー率92%、846市町村でのサービス提供を予定</li> </ul>
事業概要	設備投資 1,323億円 加入数 約500万加入 営業収益 1,243億円 (※いずれも2013年3月末までの累計)	設備投資 1,113億円 加入数 約240万加入 営業収益 1,488億円 (※いずれも2013年3月末までの累計)

# (参考4) BWAの事業領域

【参考】主要な無線サービスの通信速度比較

	最大の通信速度	電波の到達距離
第3世代携帯電話 (HSPA)	3.6Mbps (14.4Mbps)	2-3km
既存の無線LAN	54Mbps	100m
WiMAX	20Mbps程度	2-10km
次世代PHS	20Mbps程度	数km

・映像等に対応したインタフェースなど



端末の特徴



・小型化・軽量化を重視

## 広帯域移動無線アクセス

- ・データ通信の通信速度を重視
- ・多様な端末から低廉な料金で無線のブロードバンド接続を提供
- ・水平分業型のビジネスモデル



## 携帯電話

- ・音声通話の接続品質を重視
- ・データ通信端末の種類や料金水準には限界
- ・垂直統合型のビジネスモデル

- ・データに特化
- ・All IP網



サービスの特徴



- ・音声中心
- ・回線交換網

電波監理審議会会長会見用資料

平成20年12月10日

放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案  
について

(平成20年12月10日 諮問第49号)

[平成23年以降の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局衛星放送課

(井田課長補佐、田中係長)

電話：03-5253-5799

総務省情報流通行政局放送技術課

(森下課長補佐、羽多野係長)

電話：03-5253-5785

**放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について**

**1 改正の背景**

- (1) 平成12年から放送が開始されたBSデジタル放送については、現在、5周波数を使用してテレビジョン放送12番組が放送されているところであるが、近年急速に普及が進みつつあり、平成20年10月末時点では、対応受信機の累計出荷台数が約4300万台に達しているところである。
- (2) このBSデジタル放送については、平成23年からは、BSアナログ放送の終了後の当該BSアナログ放送用周波数及び国際調整手続を経て平成12年に我が国に追加的に割り当てられたBS放送用周波数を活用することにより、新たに7周波数を使用することが平成19年7月の電波監理審議会答申等を受けて決定されている。
- (3) その後、この新たな7周波数のうち1周波数を使用して、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策を行うことが、平成20年9月の電波監理審議会答申を受けて決定されている。
- (4) 本件諮問は、残る6周波数に係る委託放送業務の認定の在り方等に関し、必要な制度整備※を行おうとするものである。

※ 本件に係る行政手続上の意見公募手続の対象となる制度整備の全体は、電波監理審議会への諮問事項（意見聴取事項）及び非諮問事項（非意見聴取事項）の2つに大別される所であり、本件諮問（下記「2 諮問の内容」）はこのうち前者に対応するものであるが、後者の概要（比較審査基準等）についても、参考として下記「3 参考」に掲載している。

- (5) なお、総務省としては、本件に関し、有限希少な周波数資源を最大限に有効に活用し、視聴者利益の増進を図る観点から、国民各層の意見を前広に幅広く聴取すること等を目的として、本件諮問に先立ち、自主的に以下の取組を行っており、本件諮問の内容も、これらの検討過程を踏まえたものとなっている。

- ① 平成20年2月に、本件委託放送業務認定に関する「今後のスケジュール」を公表。
- ② 平成20年5月から6月にかけて、本件委託放送業務認定に関する「基本の方針」案の意見募集を実施し、その結果を踏まえて7月に「基本の方針」を確定し、公表。
- ③ 平成20年8月から9月にかけて、本件新たなBSデジタル放送に関する「参入希望調査」を実施し、その結果（回答の集計結果）を10月に公

表。(53者から合計約36周波数相当の参入希望が寄せられた)。

## 2 諮問の内容

本件諮問事項は、大きく、(1)放送普及基本計画の変更、(2)マスメディア集中排除原則の改正、(3)新たな放送方式に係る技術基準の整備、の3点及びその他の規定の整備を内容とする。このうち、(1)から(3)までについて、以下、順に述べる。

### (1) 放送普及基本計画の変更

#### ① 「特別衛星放送」制度関係

ア これまで、放送衛星業務用の周波数を使用するBS放送は、地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディアとして、総合編成の高精細度テレビジョン放送による放送番組等を中心として普及が進展してきたところであり、他方、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するCS放送は、比較的限られた特定分野の視聴者向けの専門編成・標準画質の多チャンネル放送サービス等を中心として普及が進展してきたところである。

イ しかしながら、近年のBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって、BS放送及び東経110度CS放送の間には大きな差異がなくなりつつあるところである。

ウ このような状況を踏まえ、BS放送及び東経110度CS放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一体化するとともに、それ以外の衛星放送を「一般衛星放送」として位置付け、規定の簡素化を行うこととする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」、「第2」「1」「(3)」「カ」等】

エ このうち特別衛星放送の普及政策の一体化については、具体的に、以下の措置を講ずる。

#### A 放送番組の多様化関係

これまでは、BS放送全体として、又は東経110度CS放送全体として、それぞれ、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとされてきたところであるが、今後は、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「C」第一段落後段】

#### B 高画質化関係

a これまで、BSデジタル放送については、高精細度テレビジョン

放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととされており、他方、東経110度CSデジタル放送については、既存の放送の画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高画質化を推進することとされてきたところである。

- b しかしながら、近年、高精細度テレビジョン放送対応受像機の一般家庭への普及が急速に進展している状況にあり、それに伴い既存の放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズが高まりつつあること等を踏まえ、今後は、特別衛星放送全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「C」第一段落前段、「第2」「3」「(1)」「ウ」「特定標準テレビジョン放送以外の放送」】

## ② 放送大学学園関係

全国の視聴者が、地域間格差なく、教育効果の高い機能を活用した質の高い教育サービスを楽しむことが可能となるよう、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようにすることとする。【放送普及基本計画「第1」「1」「(2)」「ア」「(7)」「B」等】

## ③ 超短波放送及びデータ放送関係

ア 超短波放送及びデータ放送については、移動受信に適した地上放送や双方向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていると認められるところである。

イ したがって、衛星放送のメディアとしての特性の1つである「大容量性、高品質性」（広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画質番組を同時に提供することが可能であり、かつ、視聴者の数がどれほど増えても、それによって品質の劣化が生じないこと）を最大限に活かす観点から、特別衛星放送においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てることとし、超短波放送及びデータ放送については、原則として、あらかじめ放送番組の数の目標を定めることとはせず、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、個別に必要な放送が実施できるよう措置するものとする。【放送普及基本計画「第2」「1」「(3)」「イ」及び「オ」等】

## (2) マスメディア集中排除原則の改正

### ① 特別衛星放送関係

#### ア 原則

これまで、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、一の者が支配することができる中継器数を、BSデジタル放送については原則として2分の1中継器以内としてきたとこ

ろであるが、平成12年に4周波数を使用してBSデジタル放送が開始された時点とは異なり、平成23年以降においては、特別衛星放送全体として24周波数を使用するものとなることを踏まえ、今後は、特別衛星放送全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とすることとする。【放送法施行規則第17条の8第1項第2号 等】

イ 申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合

A 申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合については、これまで、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送のいずれにおいても、認定放送持株会社制度を活用する場合を除き、原則として参入が認められておらず、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BSデジタル放送については議決権の2分の1を超えない範囲での議決権の保有が、東経110度CSデジタル放送については2中継器以内の支配が、それぞれ規制緩和により特例的に認められているところである。

B 今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、事業の円滑な立ち上がりが期待されることであること、及び平成23年の完全デジタル化を目前に控え、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及が急速に拡大しつつある現時点において、これらの特例の評価を総括し、今後の在り方について結論を得るのは時期尚早であると考えられることから、当分の間は、基本的にこれらの従前の制度をそのまま維持することとする。【放送法施行規則第17条の8第1項第1号 等】

(ただし、認定放送持株会社制度を活用する場合については、トランスポンダ数の上限(0.5トランスポンダ)の範囲内において、特別衛星放送に係る委託放送業務認定を複数の子会社が受けることができるようにする)。

② 一般衛星放送関係

一般衛星放送については、平成19年に、同じ周波数帯で現行の2倍以上の番組が伝送可能となる、新たな動画圧縮技術や伝送路符号化技術を盛り込んだ「高度狭帯域伝送方式」が制度化されたところ、平成20年10月に、当該方式による放送サービス(本放送)が開始され、今後、当該方式の利用が順調に拡大していき、これに伴い、周波数の希少性も相対的に緩和されていくことが見込まれることとなったこと等を受け、一の者が支配することができる中継器数についても、2倍程度(原則として現行12中継器以内→改正後24中継器以内)の緩和を行うこととする。【放送法施行規則第17条の8第2項、電気通信役務利用放送法施行規則第7条第1項 等】

### (3) 新たな放送方式に係る技術基準の整備

現行の放送方式に加え、

●周波数帯幅を最大限活用する技術の採用等による伝送容量の拡大  
(約52Mbps→約70Mbps)

●映像の高圧縮が可能になるH.264を採用

●IP伝送も利用可能とすることで通信との親和性を確保

などの特長を持つ放送方式について、情報通信審議会より平成20年7月に一部答申されたことから、同方式に係る技術基準を整備し、委託放送業務の認定の申請者が、現行の放送方式と新たな放送方式のいずれかを選択して申請することができるようにする。【標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節 等】

#### 3 参考 (非諮問事項・非意見聴取事項)

2の諮問内容と併せて措置する制度整備(案)の概要は以下のとおりである。

##### (1) 比較審査基準の策定【放送法関係審査基準別紙2】

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、おおむね次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。

- ① 事業計画の確実性
- ② 表現の自由の享有
- ③ 放送番組の多様性
- ④ 広告放送の割合
- ⑤ 個人情報の保護
- ⑥ 青少年の保護
- ⑦ 視聴覚障害者への配慮
- ⑧ 放送番組の高画質性

##### (2) その他所要の規定の整備

平成23年以降に開始される予定の新たな  
BSデジタル放送に係る制度整備案について

平成20年12月  
情報流通行政局  
衛星放送課

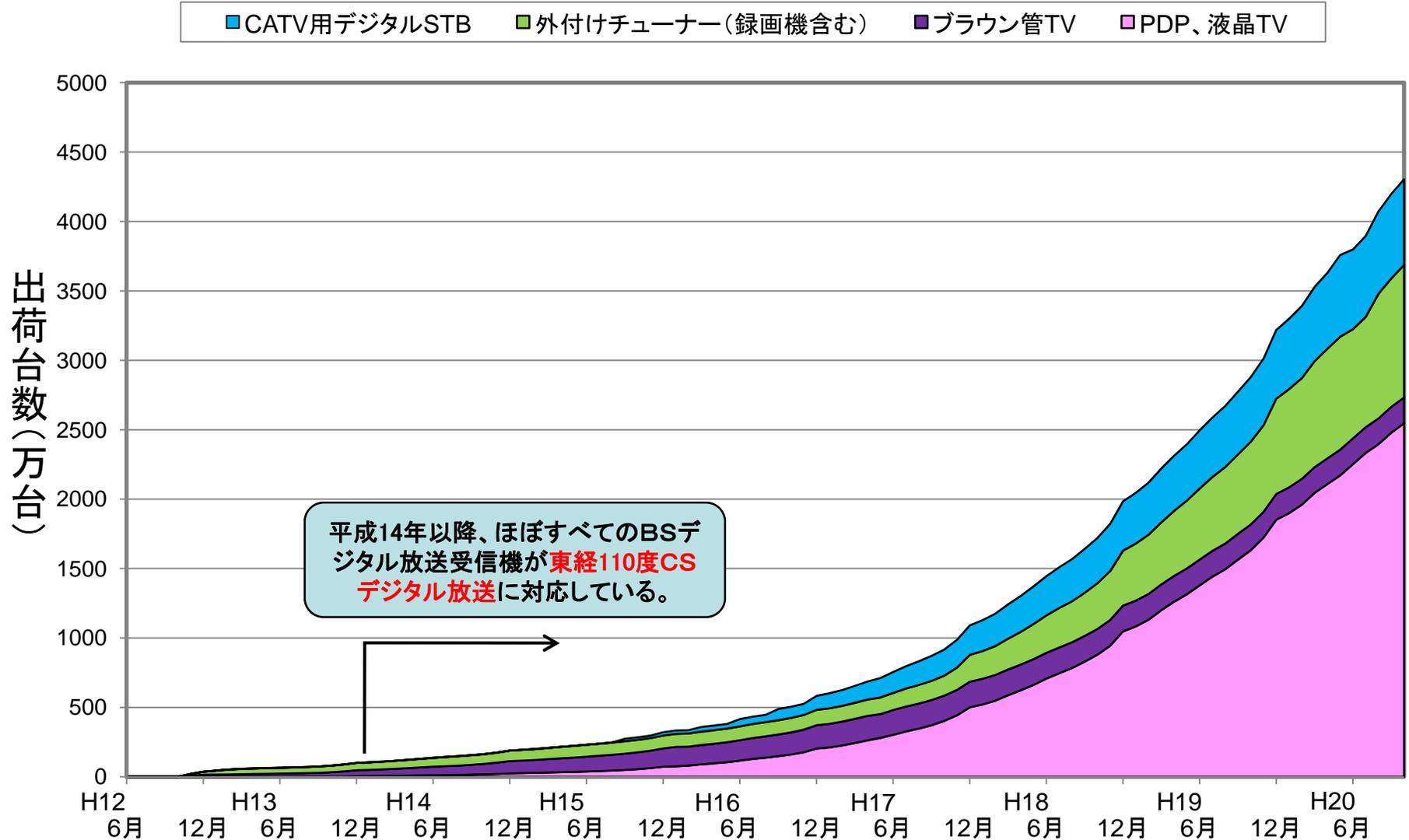
# BSデジタル放送の沿革(テレビジョン放送)

年 月 日	沿 革 の 内 容
○ 平成12年12月	<p><b>BSデジタル放送開始。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・4周波数(1ch、3ch、13ch、15ch)</li><li>・テレビジョン10番組 (①NHK-BS1、②NHK-BS2、③NHK-hi、④BS日本、⑤BS朝日、⑥BS-i、⑦BSジャパン、⑧BSフジ、⑨WOWOW、⑩スター・チャンネル)</li></ul>
○ 平成19年12月	<p><b>新規2番組追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1周波数(9ch) ※BSアナログハイビジョン放送で使用していた周波数(9ch)を使用</li><li>・テレビジョン2番組 (⑪日本BS放送、⑫ワールド・ハイビジョン・チャンネル) ※この他、上記⑩スター・チャンネルをハイビジョン化</li></ul>

# デジタル対応受信機 累計出荷台数

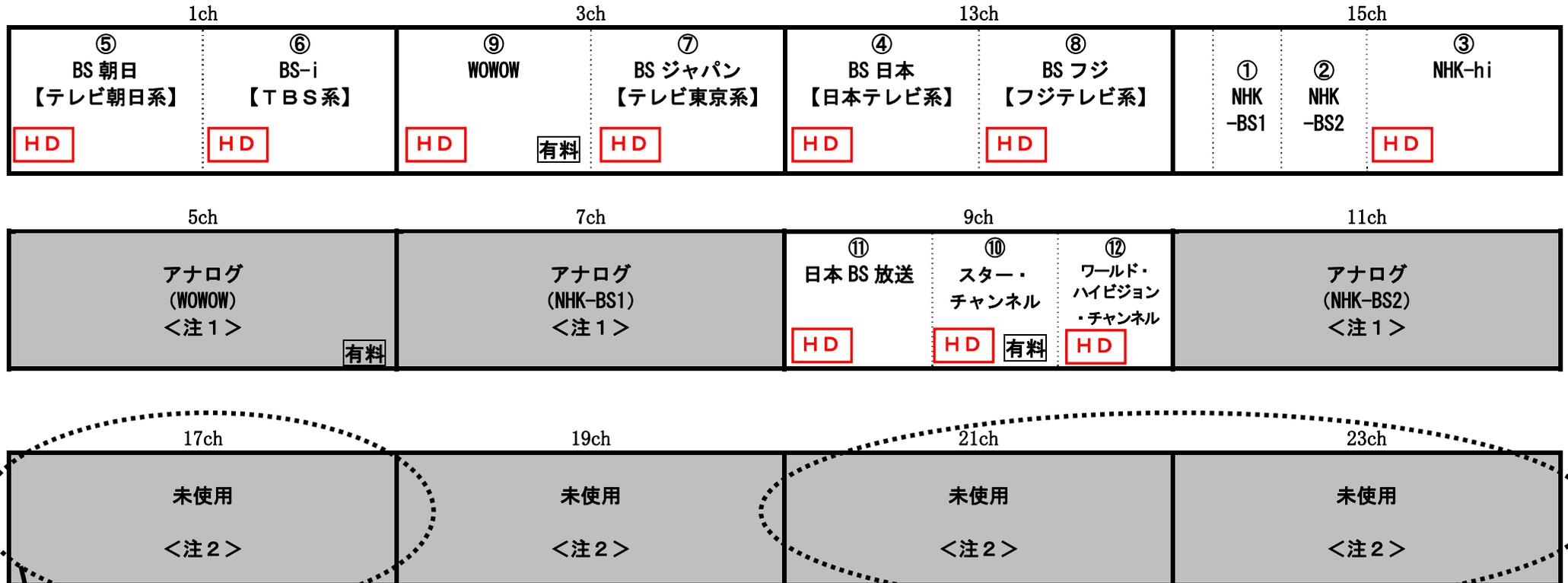
NHK調べ (http://www.nhk.or.jp/digital/spread/spread\_satellite.htmlより)

## BSデジタル放送受信機出荷台数累計 約4304万台 (平成20年10月末:速報値)



# BS放送のチャンネル配列図

BSデジタル放送については、現在、5周波数を使用して、12番組のテレビジョン放送が放送されているところ。平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、平成23年以降、BSデジタル放送のために新たに7周波数（以下網掛け部分）を使用することが決定されたところ。



地上デジタル放送の衛星利用による  
難視聴地域対策のために使用予定

携帯電話システム等との  
電波干渉問題が発生

注1: 現在BSアナログ放送のために使用されている3周波数(5、7、11ch)については、同放送を平成23年までに終了することとし、平成23年以降はこれらの3周波数をBSデジタル放送のために使用することとすることが、平成19年7月の電波監理審議会答申等を受け、決定されている。

注2: 我が国は、国際調整手続を経て、平成12年にBS放送用周波数として新たに4周波数(17、19、21、23ch)の割り当てを受けたところ、平成23年以降、これらの4周波数をBSデジタル放送のために使用することが、平成19年7月の電波監理審議会答申を受け、決定されている。

## 2011年以降の新たなBSデジタル放送について②

平成20年 5月31日	基本的方針（案）の意見募集開始
7月31日	<u>基本的方針</u> を策定・公表
8月28日～9月30日 10月17日	参入希望調査 結果公表
11月	制度整備案（案）の意見募集開始
12月頃	電波監理審議会諮問
平成21年 3月頃	委託放送業務認定の申請受付開始
6月頃又は7月頃	委託放送業務の <u>認定</u>
平成23年 7月以降	新たなBSデジタル放送の放送開始

# 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(1/2)

## 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針

衛星放送は、これまで、そのメディアとしての特性である「広域性、経済性」（一つの送信点から一波で全国をカバーすることにより経済的、効率的に全国放送を実現することが可能であり、離島等における難視聴解消にも適していること）及び「大容量性、高品質性」（広帯域の伝送路を設定し、数多くの高画質番組を同時に提供することが可能であり、かつ、視聴者の数がどれほど増えても、それによって品質の劣化が生じないこと）を活かすことにより、高精細度テレビジョン放送、多チャンネル放送、難視聴対策放送などを中心として、地上放送だけでは満たすことのできない多様化・高度化する視聴者ニーズに応える役割を担ってきたところである。

また、これまで、放送衛星業務用の周波数を使用するBSデジタル放送は、地上放送に準ずる規模の視聴者によって視聴される準基幹的なメディアとして、総合編成の高精細度テレビジョン放送による放送番組等を中心として普及が進展してきており、他方、放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するCSデジタル放送は、比較的限られた特定分野の視聴者向けの専門編成・標準画質の多チャンネル放送サービス等を中心として普及が進展してきたところである。

しかしながら、このうち高精細度テレビジョン放送については、地上デジタル放送の普及の進展等に伴い、視聴者にとってはいわば「当たり前」のサービスとなりつつあるところであり、また、専門編成の多チャンネル放送サービスについても、通信のブロードバンド化の進展等に伴い、衛星放送以外のメディアにおいても、ある程度類似したサービスを提供することが可能な状況となりつつあるところである。

このように、放送全体のデジタル化、高画質化及び通信のブロードバンド化の進展に伴い、衛星放送のメディアとしての特性が相対的に変化しつつあるところであるが、その一方で、BS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の急速な普及に伴い、視聴者にとって、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の視聴がより手軽で身近なものとなりつつあるのと同時に、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の間には大きな差異はなくなりつつあることといった、新たな変化が生じている

ことにも十分に留意する必要がある。

このような状況を踏まえ、平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定については、下記の基本的方針に沿って、放送法施行規則、放送普及基本計画その他関係法令等の整備を行うこととする。

記

### 1. BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の普及政策の一体化について

BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送は、同一の軌道又は位置にある人工衛星により行われる放送であること、かつ、近年、これらの放送を共に受信することができるBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の普及が急速に拡大している状況にあることを踏まえ、これらを制度上「東経110度衛星デジタル放送（仮称）」として統合し、その普及政策を一体化することとする。

具体的には、以下の措置を講ずる。

#### (1) マスメディア集中排除原則（放送法施行規則等）

- ① これまで、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、一の者が支配することができる中継器数を、BSデジタル放送については原則として2分の1中継器以内とし、東経110度CSデジタル放送については原則として4中継器以内（BSデジタル放送との兼営の場合には3中継器以内）としてきたところであるが、今後は、東経110度衛星デジタル放送（仮称）全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として4中継器以内とすることとする。
- ② なお、地上放送との兼営に関しては、BSデジタル放送についてはそもそも認められておらず、他方、CSデジタル放送については同放送の円滑な立ち上がり確保することを目的として2中継器以内の支配が認められているところであるが、今回の新たなBSデジタル放送については、対応アンテナや対応受信機が急速に普及しつつある中で開始されるものであり、事業の円滑な立ち上がりが期待

## 平成23年以降に開始される予定の新たなBSデジタル放送に係る委託放送業務の認定に関する基本的方針(2/2)

されるところであるから、当面は従前どおりとする。

### (2) 高画質化の推進（放送普及基本計画等）

- ① これまで、BSデジタル放送については、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととされており、東経110度CSデジタル放送については、既存の放送の画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高画質化を推進することとされてきたところであるが、今後は、東経110度衛星デジタル放送（仮称）全体として、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高画質化を目指すこととする。
- ② また、近年、高精細度テレビジョン放送対応受像機の一般家庭への普及が急速に進展している状況にあり、それに伴い既存の放送番組の画質向上に対する視聴者ニーズが高まりつつあること等を踏まえ、東経110度衛星デジタル放送（仮称）における既存の放送番組の画質向上のために周波数を割り当てることについても、特に排除しないこととする。
- ③ なお、高精細度テレビジョン放送の水平方向画素数を、画質の向上を重視して1920画素とするか、番組数の増加を重視して1440画素とするかについては、いずれにも一定程度の利点が認められるところであるため、いずれの方式を採用するかについては原則として申請者の選択に委ねることとする。
- ④ 他方、ラジオ放送及びデータ放送については、移動受信に適した地上放送や双方向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていると考えられることから、衛星放送のメディアとしての特性を最大限に活かす観点から、東経110度衛星デジタル放送（仮称）においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てることとし、ラジオ放送及びデータ放送については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

### (3) 放送番組の多様性確保（認定方針等）

- ① これまでの委託放送業務認定に当たっては、BSデジタル放送全体として、又

は東経110度CSデジタル放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとされてきたところであるが、今後は、新規の放送番組に係る委託放送業務の認定に当たっては、東経110度衛星デジタル放送（仮称）全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮することとする。

- ② また、放送番組の多様性を確保する観点から、無料放送のうち、放送時間全体における対価を得て行う広告放送（一定の事項の周知又は宣伝のためにする放送をいう。具体的には、いわゆるタイム広告、スポット広告及び一部のショッピング番組などが該当する。）に係る放送時間の占める割合が一定割合を上回る申請については、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

### 2. 実験について（放送普及基本計画等）

将来の放送技術（例：スーパーハイビジョン）の開発・実用化のための実験については、現時点ではまだ視聴者ニーズを十分に把握するに至っていないところであり、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、周波数を割り当てることとする。

以上

# 参入希望調査の結果

## 経緯

- 平成20年8月28日から同年9月30日までの間、参入希望調査を実施。同年10月17日に集計結果を公表。

## 回答者数

- 53者

## 放送番組数

- 高精細度テレビジョン放送 : 111番組
- 標準テレビジョン放送 : 0番組
- 超短波及びデータ放送 : 各約30番組

## 周波数の数

- 約36周波数

# 現行の放送普及基本計画上のテレビジョン放送の位置付け

## 地上放送

- 日本放送協会（総合放送・教育放送）
- 放送大学学園
- 一般放送事業者（総合放送）…地域社会を基盤とし、地域住民の要望に応える役割

## 衛星放送

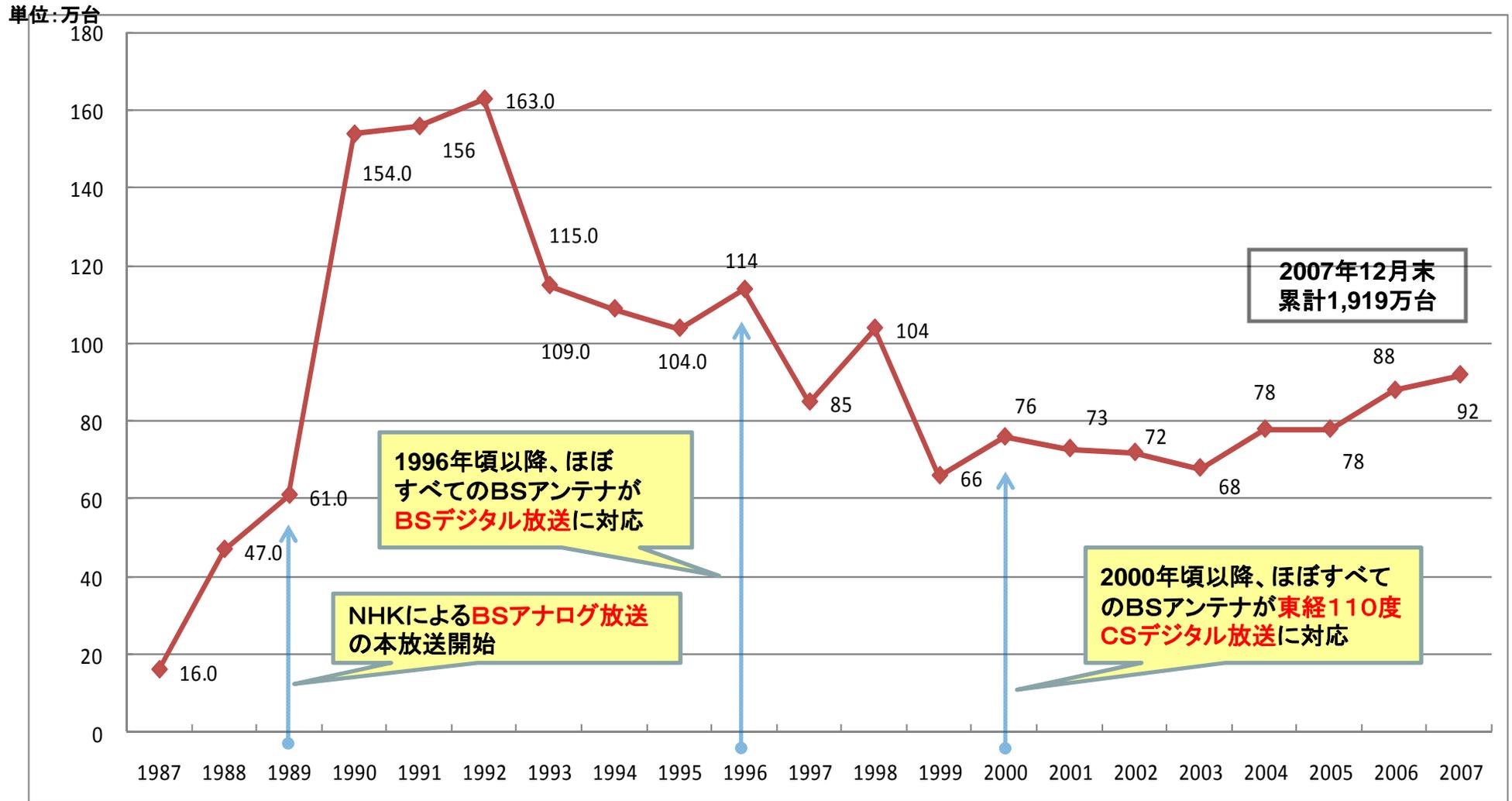
### BSデジタル放送

- 日本放送協会
- 一般放送事業者  
高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるための放送を行うこと。

### CSデジタル放送

既存の放送の音質及び画質の水準を維持するとともに、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を推進する。  
特に東経110度CSデジタル放送については、デジタル放送の特性を生かしたサービスの高機能化の実現とその推進に十分配慮する。

# 衛星アンテナ出荷台数

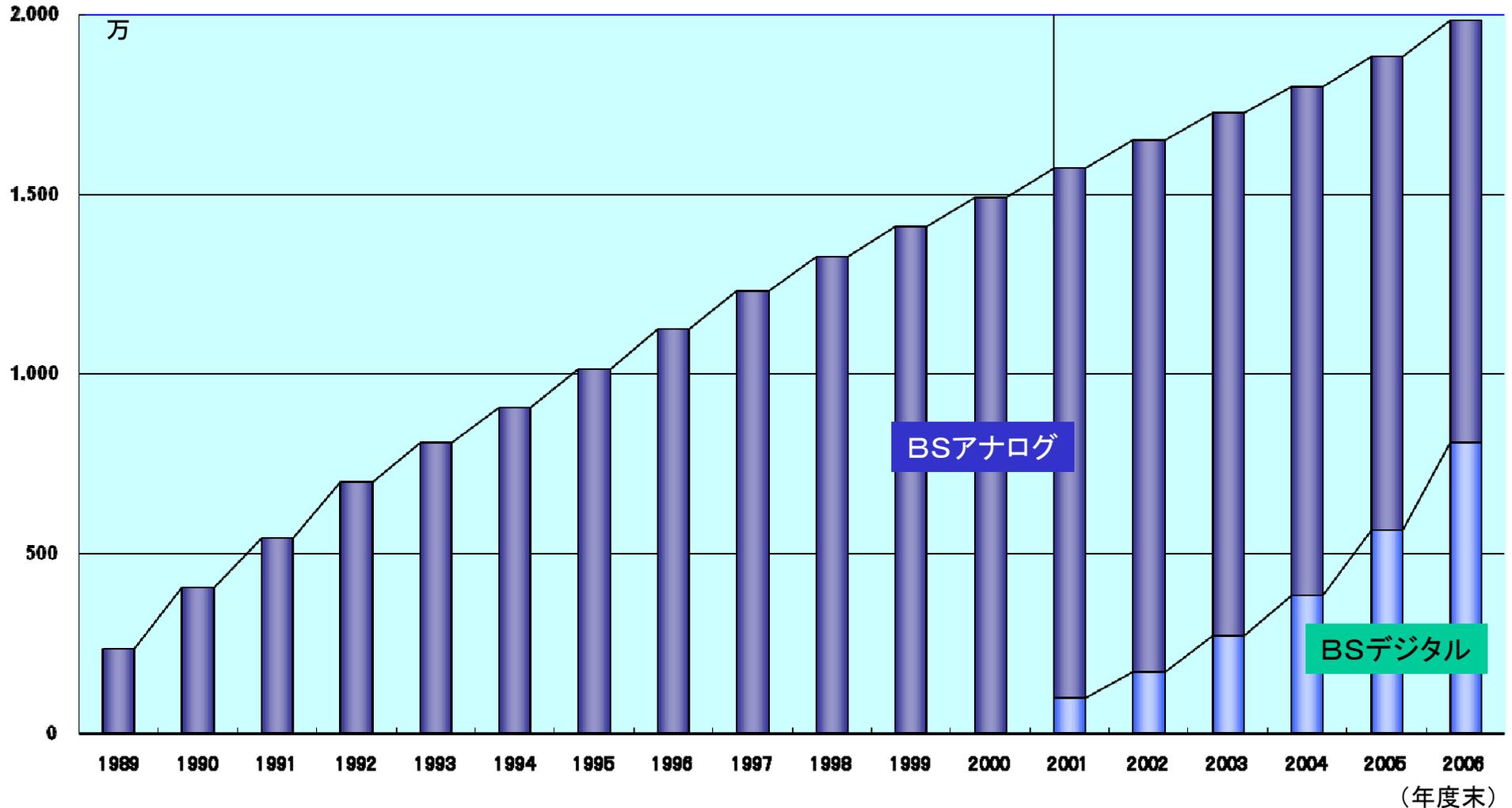


[JEITA民生用電子機器国内出荷データ(JEITAホームページ公表)より作成]

(暦年)

# BS放送の受信状況の推移

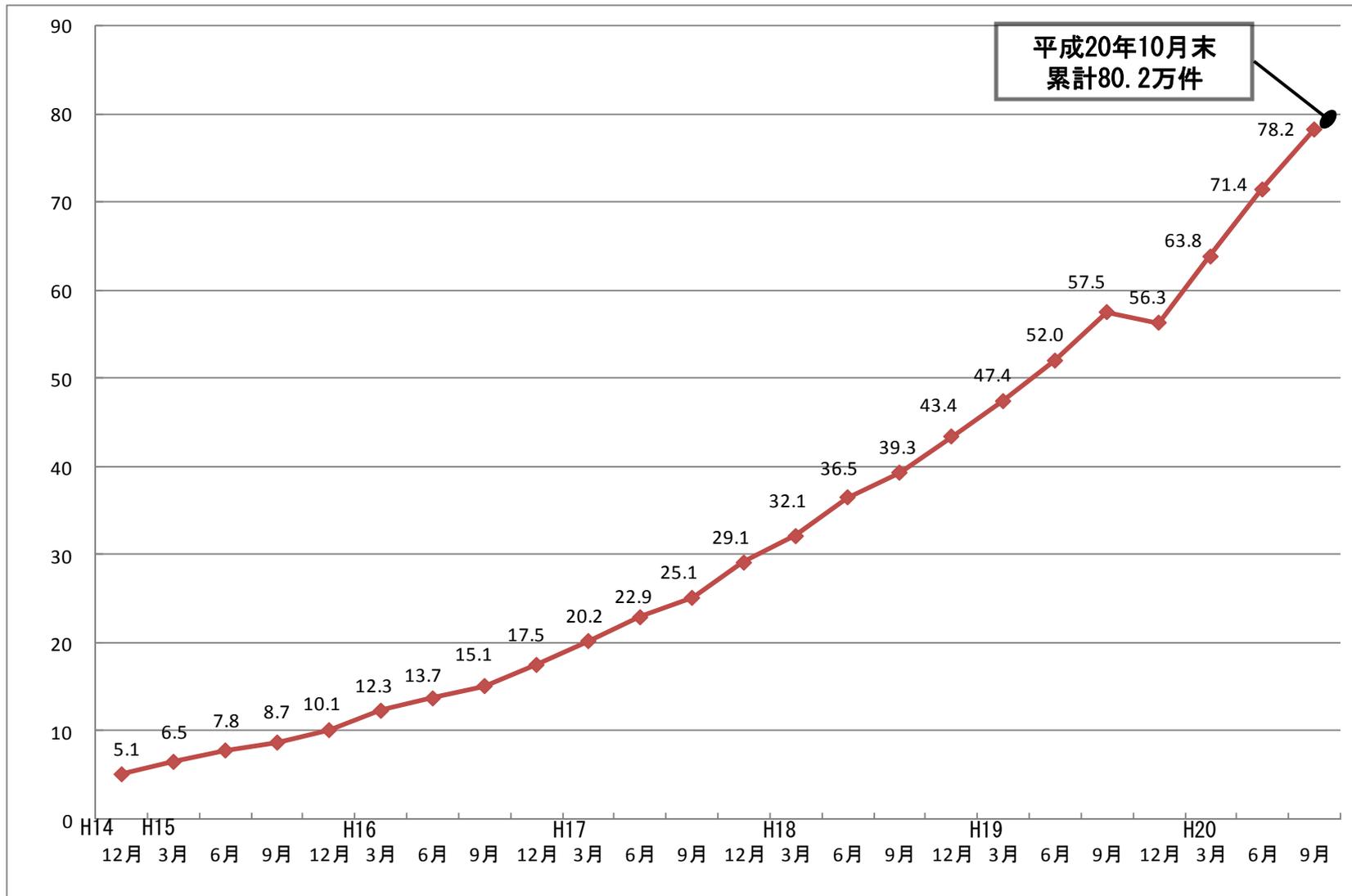
平成18年度末での衛星放送受信普及数は1985万件(推計アナログ1175万、デジタル810万)



〔「世帯インデックス調査(耐久消費財所有実態調査)：(社)中央調査社」結果をもとにNHKが算出した推計値〕

# 東経110度CSデジタル放送の加入件数推移

単位: 万件

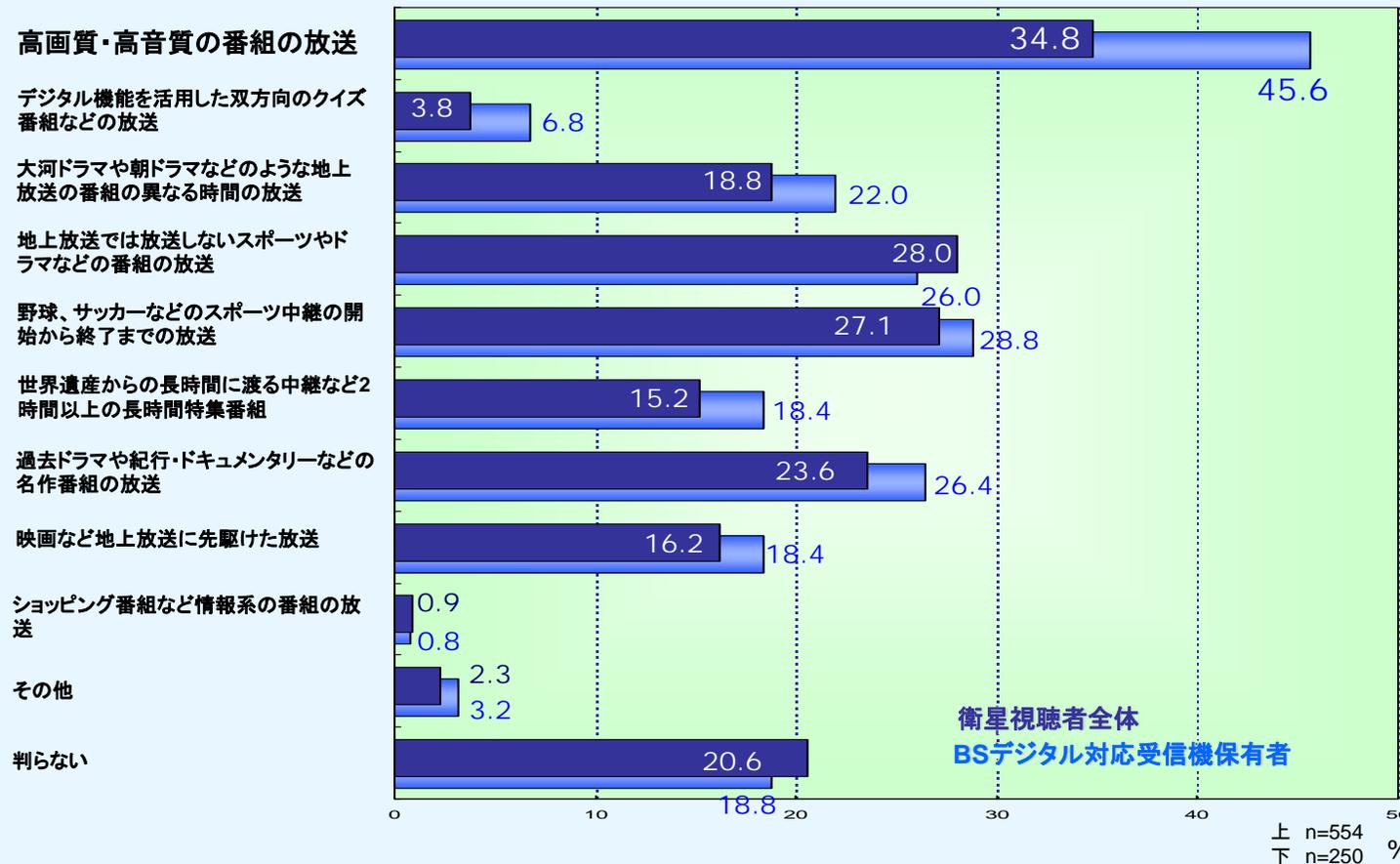


[スカパーJSAT株式会社の公表資料等により作成]

# BS放送に対する視聴者の期待

総務省の実施した視聴者アンケート調査によると、地上放送と異なるBS放送の魅力としては、「高画質・高音質の番組の放送」が最も高く、衛星視聴者全体の34.8%となっている。

質問：地上放送と異なるBS放送の魅力はどのような点にあると思いますか？（複数回答可）



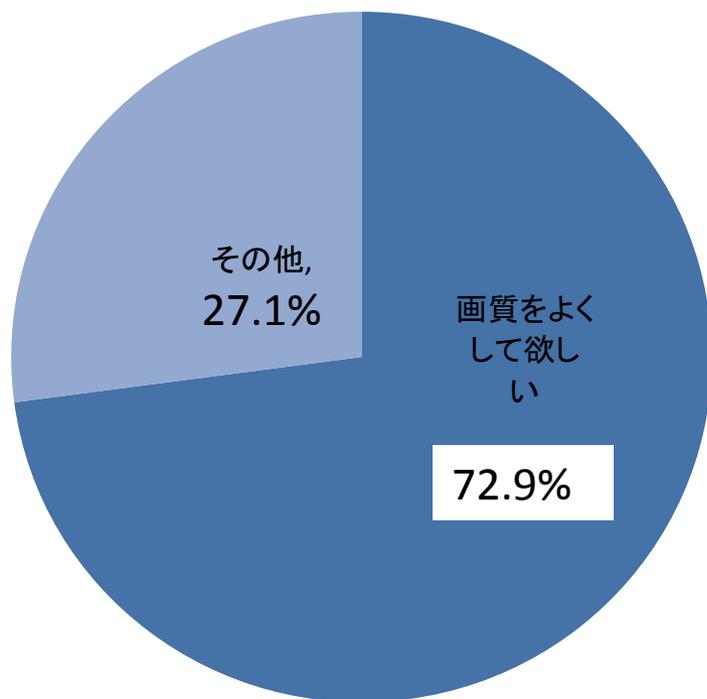
- 総務省において、(社)中央調査社に委託し、2007年2月9日～12日にアンケート調査を実施。
- 全国20歳以上の男女2,000人(住民基本台帳から層化無作為2段抽出)を対象に、調査員による個別面接聴取法により実施。1,316人より有効回答。

# スカパー！e2の画質に関する視聴者ニーズ

- スカパー！e2のカスタマーセンターに寄せられた放送番組全般に関するご意見のうち約70%が画質に関するもの。

## 【放送番組全般に関するご意見】

(注1)

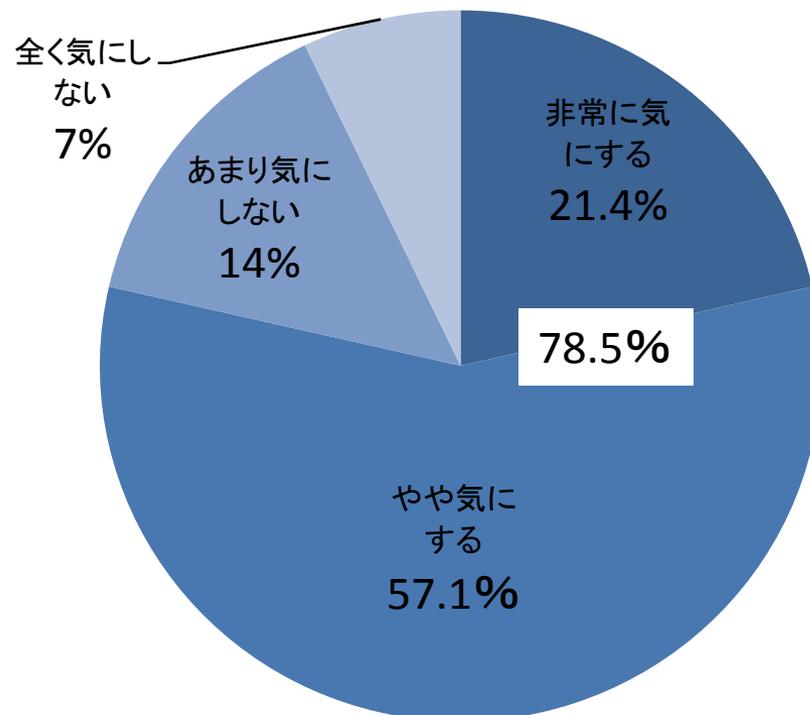


注1 2007年4月から2008年1月までの間に自社カスタマーセンターに寄せられた放送番組全般に関するご意見についてスカパーJSAT株式会社が取り纏めた結果による。

- スカパー！e2視聴者に対するアンケートの結果、約80%が「視聴する番組がHD番組かどうか気にする」と回答。

## 【視聴する番組がHD番組かどうかについて】

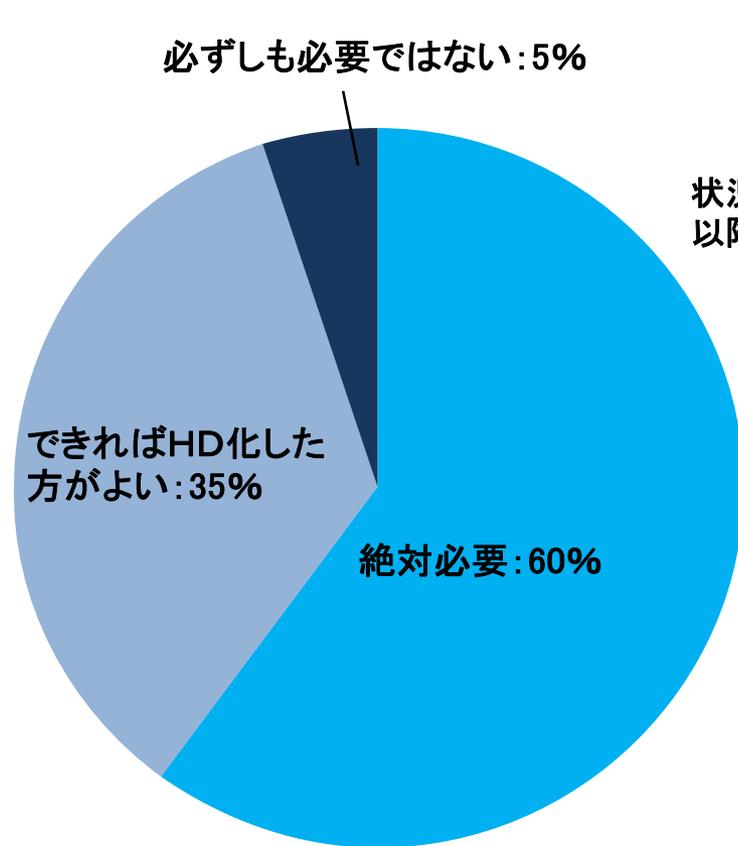
(注2)



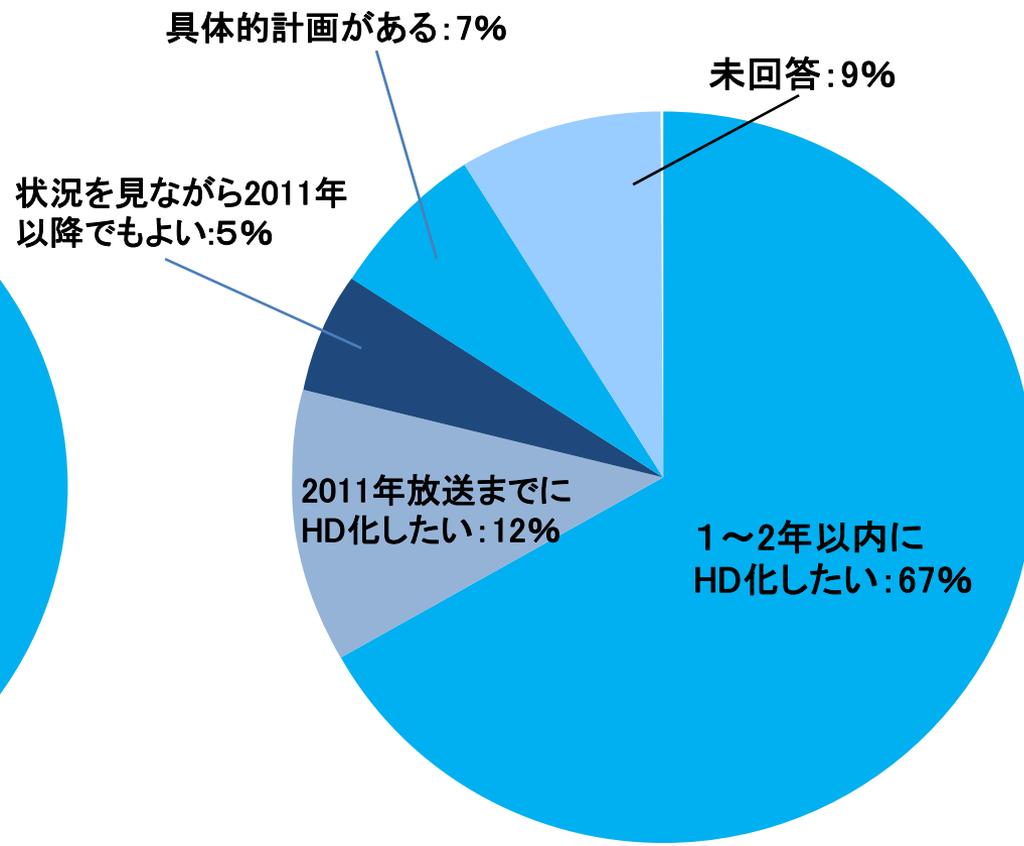
注2 2006年12月にスカパーJSAT株式会社から委託を受けた株式会社インフォプラントが実施したスカパー！e2の視聴者に対するアンケート結果による。

# 衛星放送協会のHD化に関するアンケート結果

CS放送事業者の90%以上がハイビジョン化を望んでおり、更に、8割以上が2011年までにハイビジョン化することを希望している。



【HD化の必要性の認識】



【HD化の時期の認識】

※ 平成20年2月に衛星放送協会HD化委員会が実施した衛星放送協会会員各社に対するアンケート結果に基づき作成。

# 放送大学学園の放送メディアの現状

## 1 地上放送

①テレビ(アナログ)(昭60.4.1放送開始)

東京放送局 UHF16ch 前橋放送局 UHF40ch

②テレビ(デジタル)(平18.12.1放送開始)

東京・前橋放送局 リモコン番号12(UHF28ch)

③ラジオ(昭60.4.1放送開始)

東京放送局 FM77.1MHz 前橋放送局 FM78.8MHz

## 2 CS放送(スカパー！平10.1.21放送開始)

テレビ:205ch、ラジオ:500ch

## 3 CATV(ケーブルテレビ)

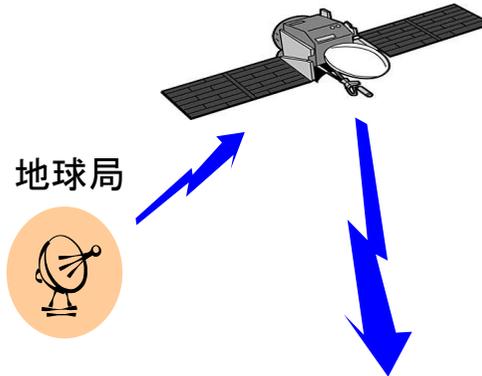
地上放送またはCS放送の再送信

# BSデジタル放送を活用した教育効果の高い放送のイメージ図 (データ放送の可能性の例)

従来のテレビ  
(アナログ放送、CS放送等)



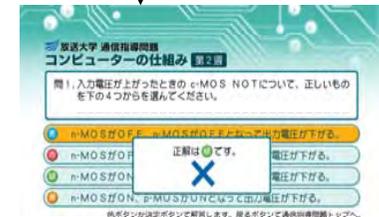
(データ放送はできない)



ボタンを押すと問題を表示



不正解



解説



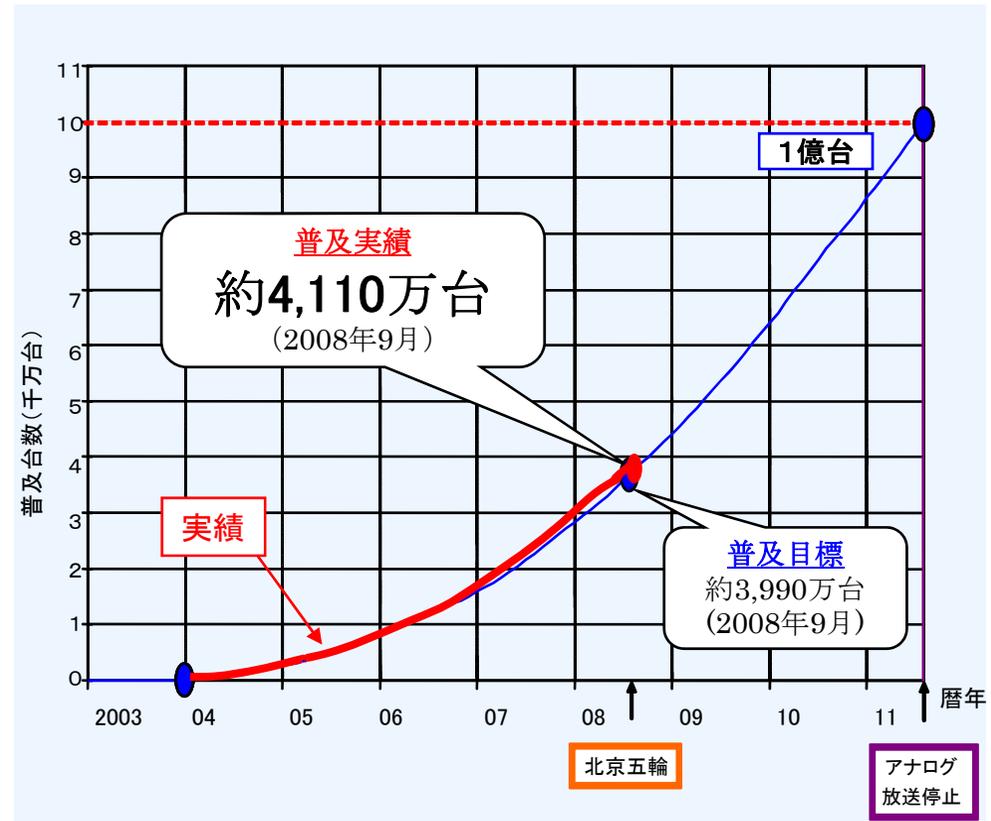
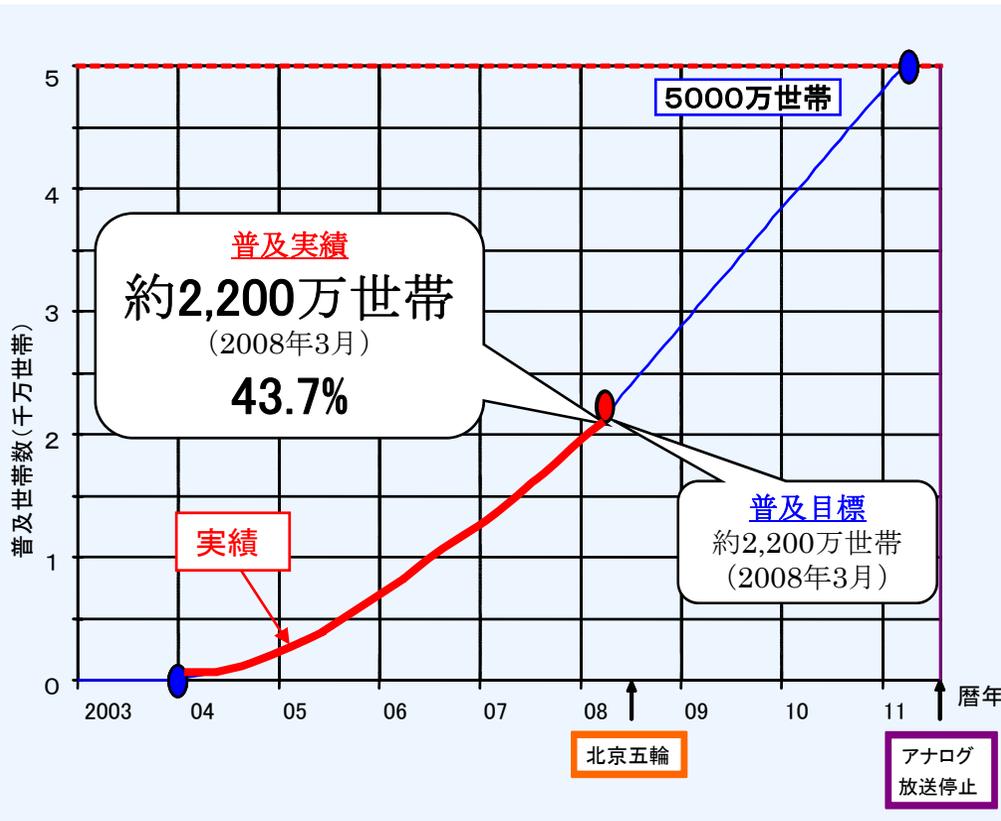
## メリット

- ① 学生が視聴終了後直ちに簡単なリモコン操作でテストを受け、自らの理解度を把握
- ② 学生がテストの結果や解説を直ちに視聴でき、自らの理解の向上に活用

# 地上デジタル放送の普及目標と実績

## 世帯数の目標と実績

## 台数の目標と実績



(参考)

### ■ 視聴可能世帯数

○直接受信: 約4,360万世帯(全世帯の約93%) (平成20年3月末現在)

○ケーブルテレビ経由: 約2,120万世帯 (平成20年3月末現在)

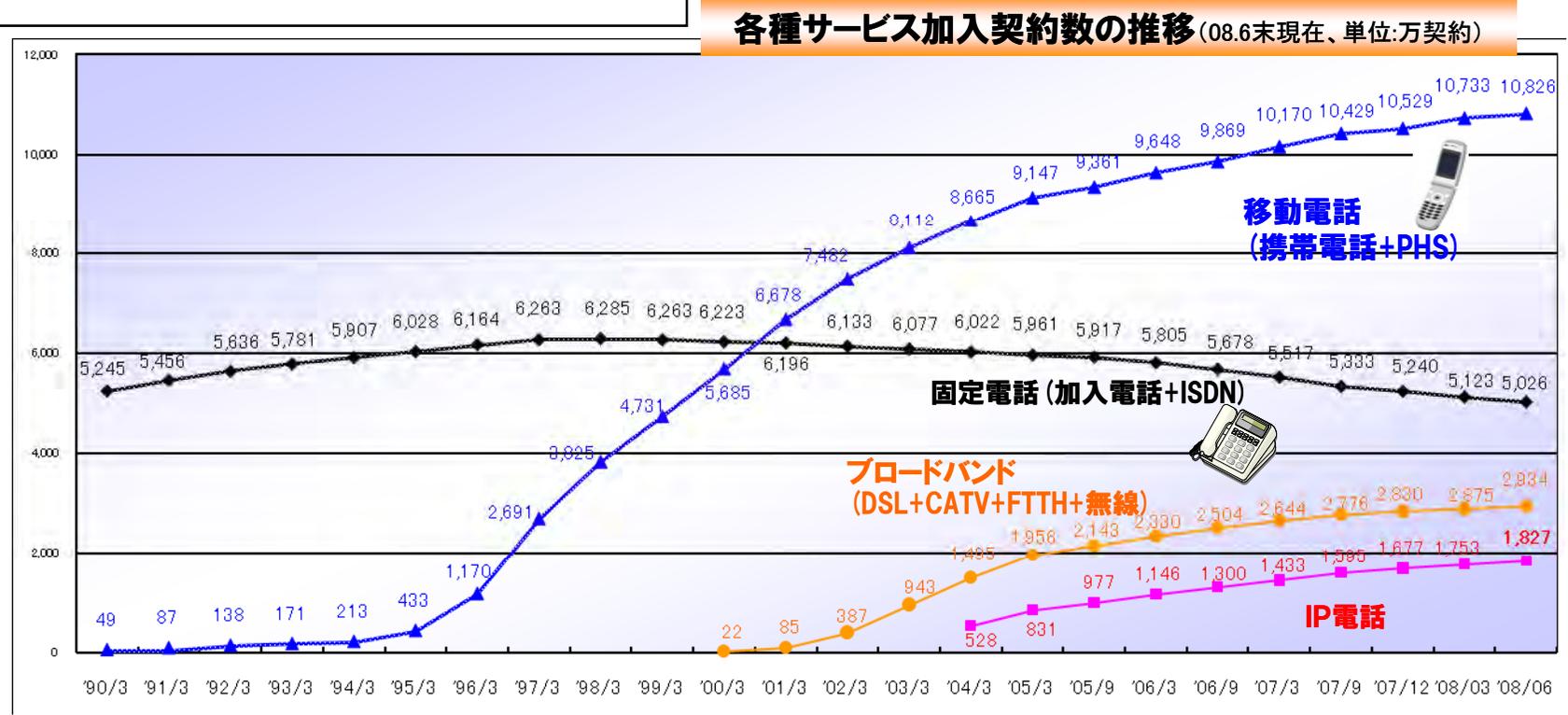
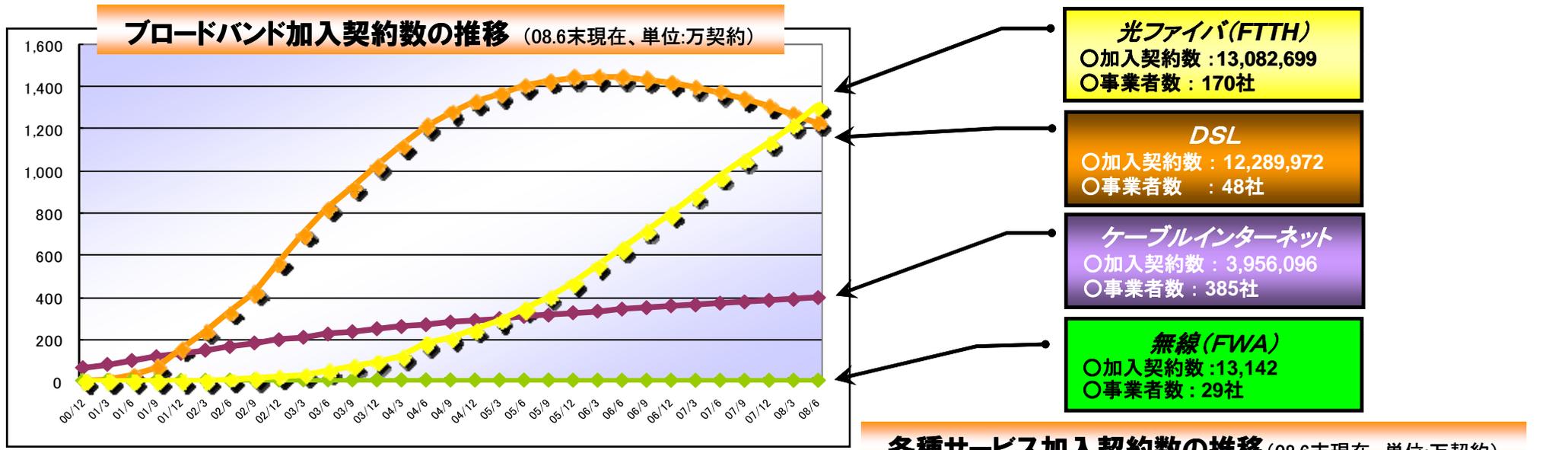
### ■ 地上デジタル放送受信機出荷台数

約4,110万台 (JEITA、日本ケーブルラボ調べ) (平成20年9月末現在)

(別掲) ワンセグ携帯電話 4,289万台(平成20年9月末現在)

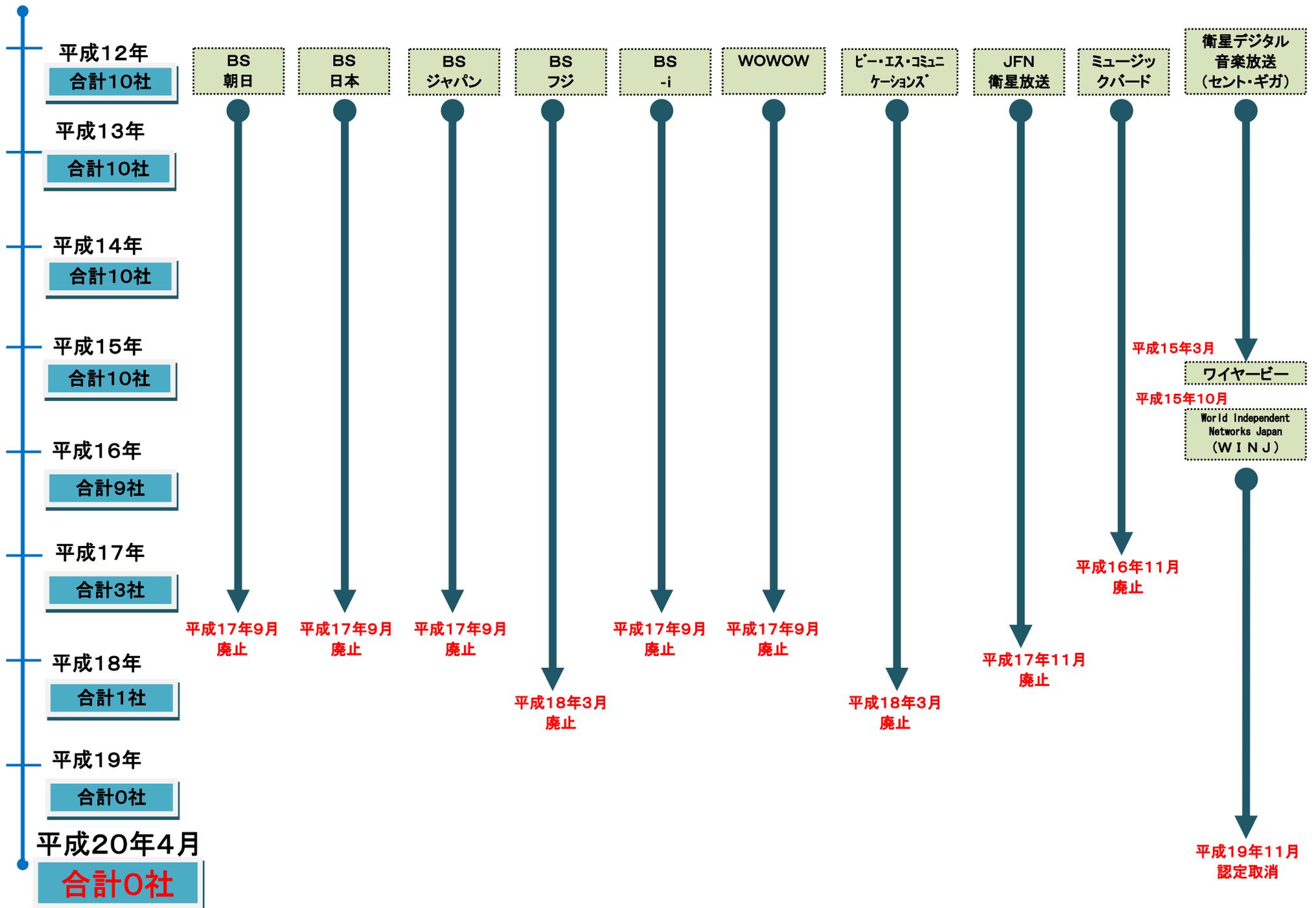
車載用地上デジタル放送受信機 200万台(平成20年9月末現在)

# ブロードバンド化の進展状況



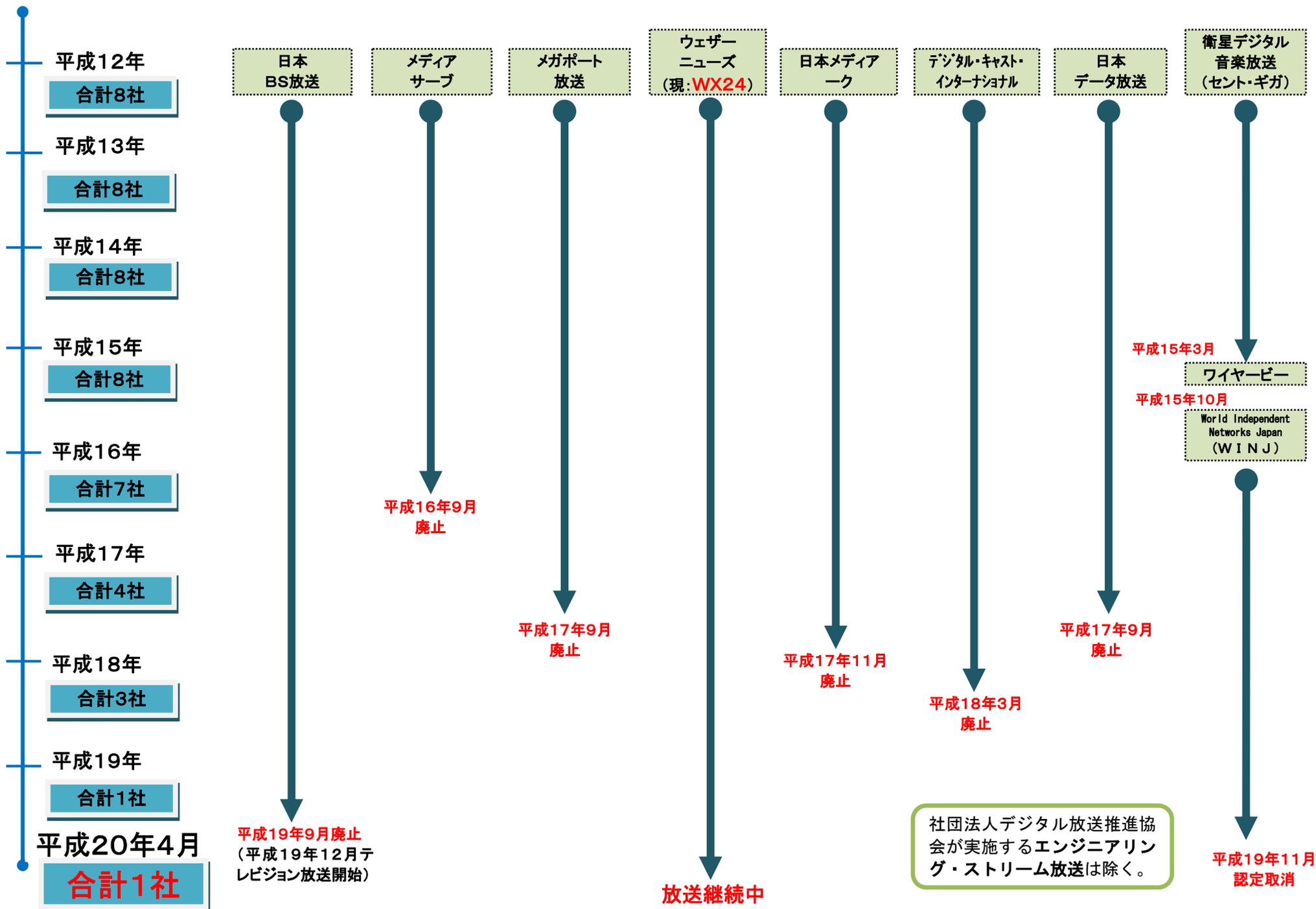
注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

# BSデジタル放送開始 BS デジタルラジオ放送の事業者数の推移



# BSデジタルデータ放送の事業者数の推移

BSデジタル放送開始



# マスメディア集中排除原則(衛星放送)の概要

- 一定の数の中継器相当の伝送容量以内ならば支配・参入可。
- 当該一定の数は兼営の形態によって決定される。

## ■ 新規参入の場合又はCS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CS委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器	4 中継器	12中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は8中継器以内)

## ■ BS放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CS委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
1 / 2 中継器	3 中継器	9 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は6中継器以内)

## ■ 地上放送事業者が参入する場合

→ BSデジタル放送事業者	→ CS委託放送事業者	→ 衛星役務利用放送事業者
支配不可 (※1)	2 中継器 (※2)	6 中継器 (ただし、当該衛星役務利用放送事業者は4中継器以内)

(※1) 2分の1以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより1者(1/2中継器)のみ支配することが認められている。

(※2) CSデジタル放送の円滑な立ち上がり確保することを目的として、当分の間、認められているもの。

# BS放送等に関するマスメディア集中排除原則の主な改正のポイント

## 【改正前】

参入先 参入主体	BSデジタル放送	東経110度CS デジタル放送
新規参入事業者 CS放送事業者	1/2	4
BS放送事業者		3
地上放送事業者	× (注)	2

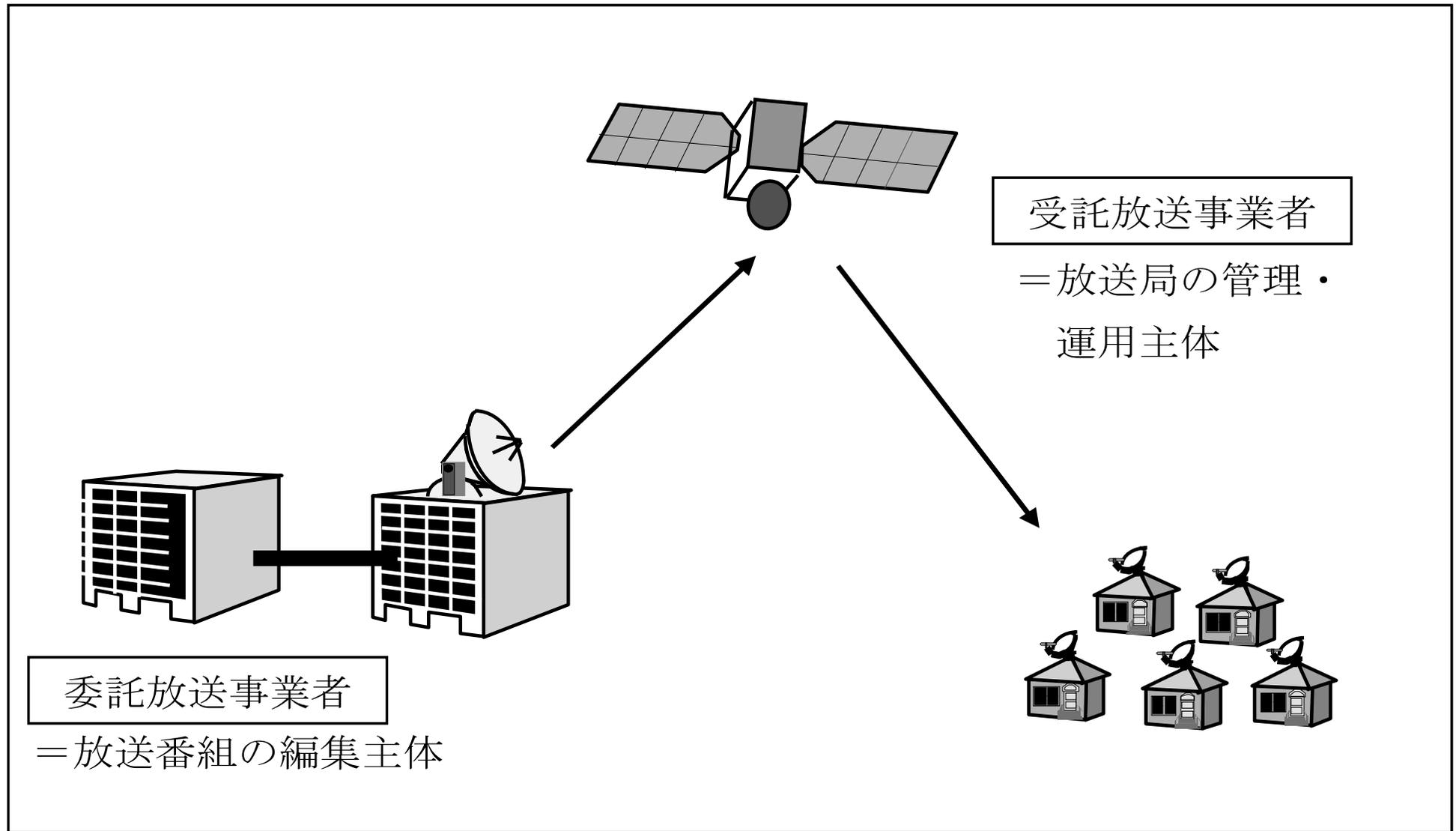
## 【改正後】

参入先 参入主体	BSデジタル放送	東経110度CS デジタル放送
新規参入事業者 CS放送事業者	4	4
BS放送事業者		
地上放送事業者	× (注)	2

(注) 1/2以下の議決権を保有することが認められている。また、認定放送持株会社制度を活用することにより1/2中継器のみ支配することが認められている。

# 関連資料

# 受委託放送制度の概要



# 受委託放送制度の手続

## 放送普及基本計画

放送の計画的な普及を図るための基本的事項及び放送番組の数の目標等を規定

## 放送用周波数使用計画

放送番組の数の目標の達成に資することとなるように、  
放送局に使用させることのできる周波数等を規定

### 受託放送事業者

(放送局の管理・運用主体)

放送用周波数使用計画に基づき、放送局免許を付与

#### 【免許要件】

- ・財政的基礎
- ・技術基準適合性
- ・外国性の排除(1/3以上の出資制限、外国人の役員制限)等

免許

### 委託放送事業者

(放送番組の編集主体)

放送普及基本計画に基づき、委託放送業務認定を付与

#### 【認定要件】

- ・財政的基礎
- ・マスメディア集中排除原則
- ・外国性の排除(1/5以上の出資制限、外国人の役員制限)等

認定

主な規律

- ・委託放送事業者への役務提供義務
- ・役務の提供条件の届出

放送番組の  
送信の委託

- ・番組規律(公序良俗等)
- ・有料放送の料金の届出等

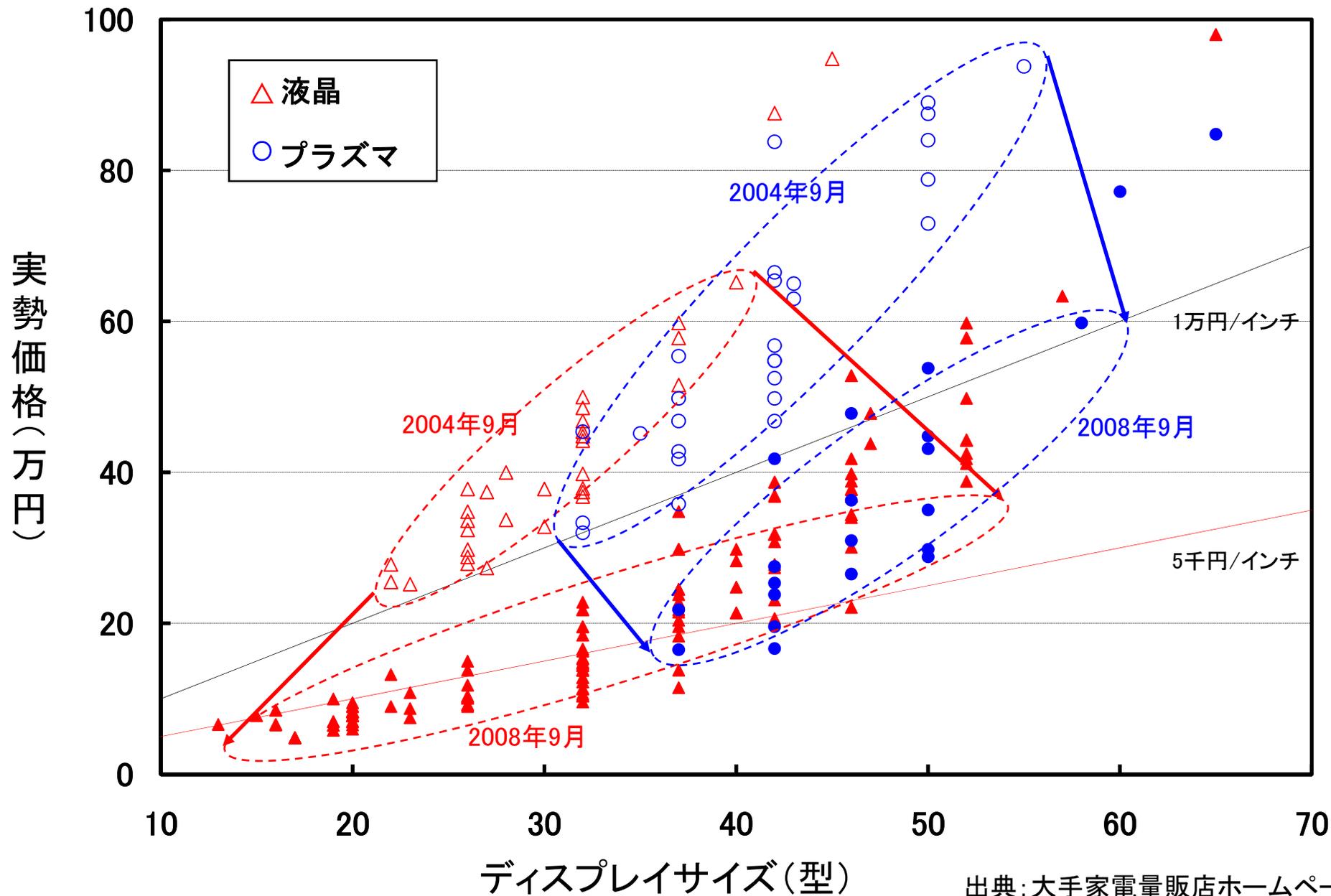
# BS 受託放送事業者の概要

会社名	株式会社放送衛星システム	
設立年月日	平成5年4月13日	
代表取締役社長	竹中 一夫	
主たる業務	受託放送事業、アップリンク業務、全局EPG業務	
資本金	150億円	
主な出資者 (議決権比率)	日本放送協会	49.9%
	株式会社WOWOW	19.6%
	株式会社東京放送	5.6%
	株式会社テレビ朝日	5.6%
	株式会社BS日本	5.2%
	株式会社ビーエスフジ	5.2%
	株式会社BSジャパン	5.2%

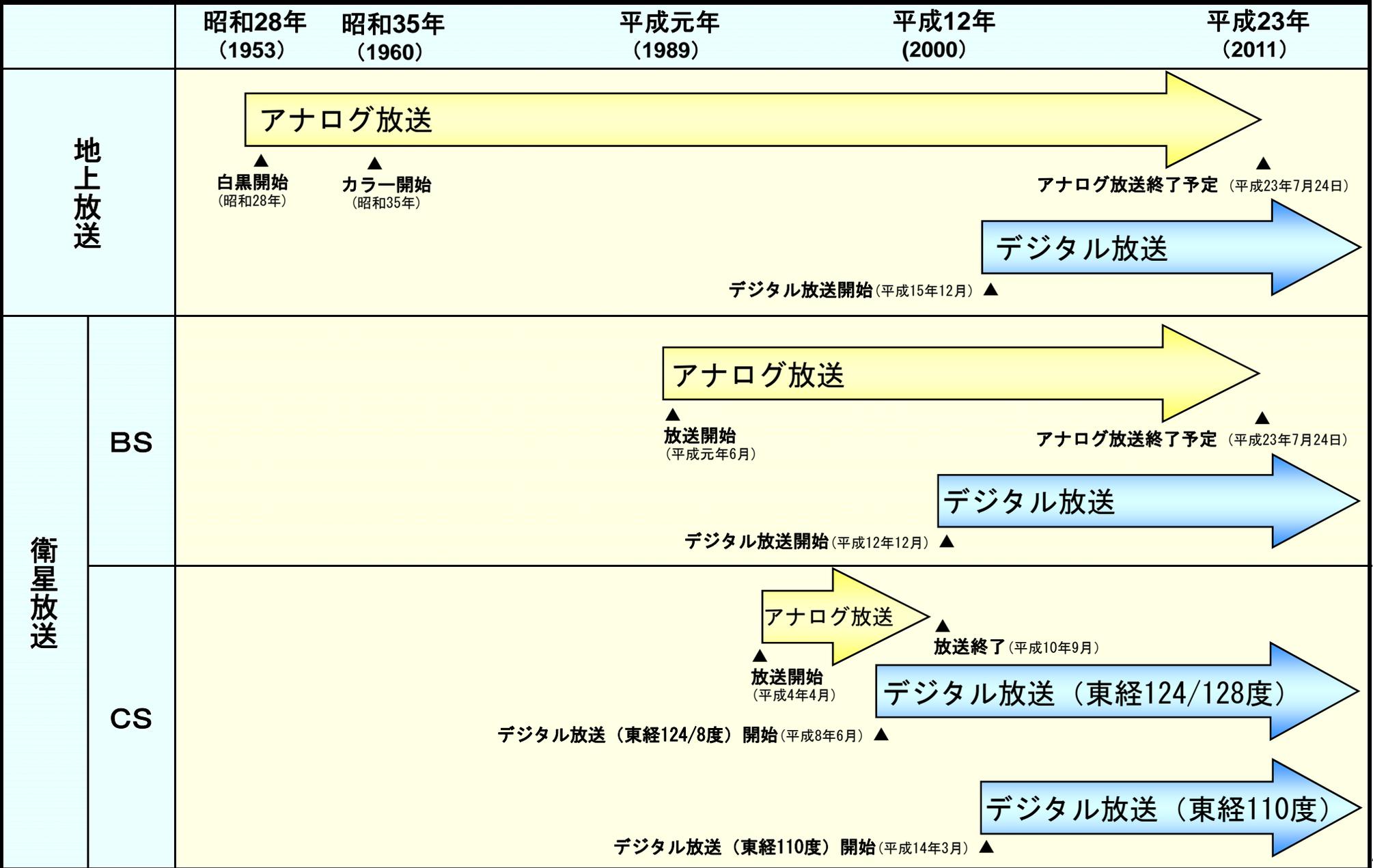
平成20年7月1日現在  
B-SAT ホームページより抜粋

# デジタル放送受信機価格帯の推移

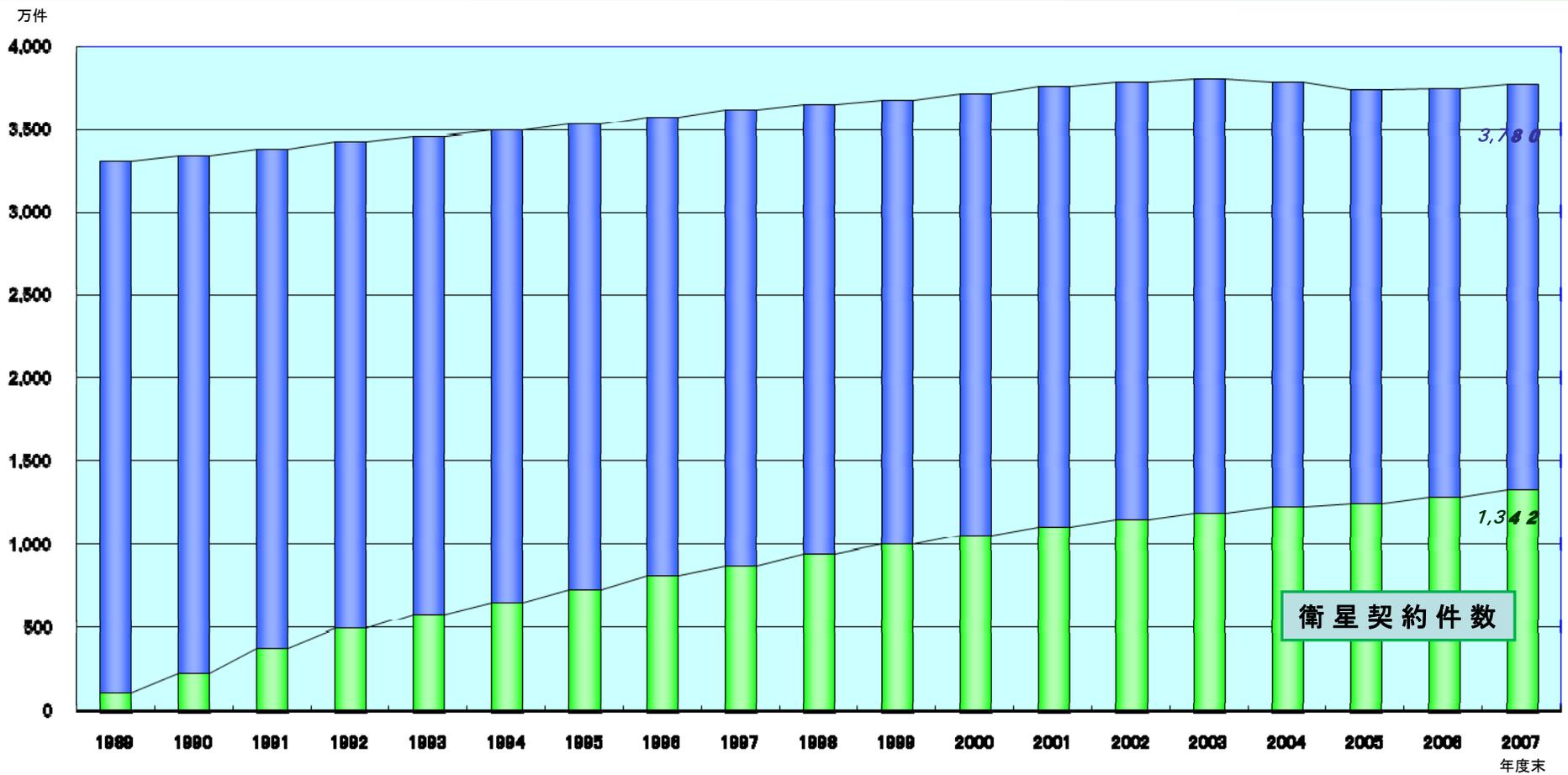
2008年9月現在



# 放送のデジタル化のスケジュール (テレビジョン放送)



# NHKの受信契約件数の推移



年度末: 万件

	1989 (H1)	1990 (H2)	1991 (H3)	1992 (H4)	1993 (H5)	1994 (H6)	1995 (H7)	1996 (H8)	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)
総数	3,319	3,354	3,394	3,434	3,470	3,503	3,538	3,582	3,628	3,660	3,688	3,727	3,768	3,795	3,816	3,792	3,751	3,755	3,780
衛星	121	236	381	501	586	658	737	817	880	946	1,007	1,062	1,116	1,158	1,201	1,236	1,254	1,292	1,342
	3.6%	7.0%	11.2%	14.6%	16.9%	18.8%	20.8%	22.8%	24.3%	25.8%	27.3%	28.5%	29.6%	30.5%	31.5%	32.6%	33.4%	34.4%	35.5%

Source : NHK発表

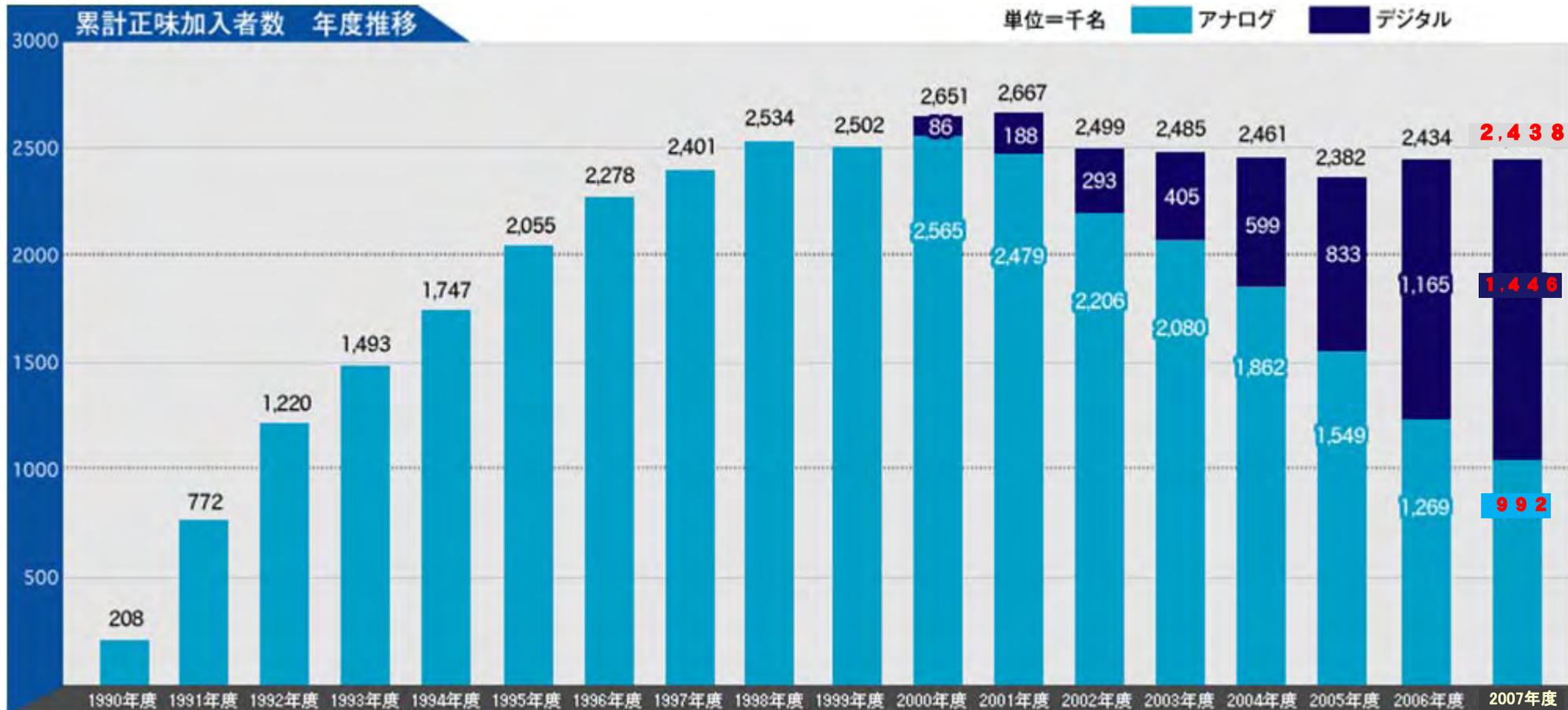
# BSデジタル放送(テレビ)の委託放送事業者の概要

平成20年11月1日現在

委託放送事業者	(株)ビーエス朝日	(株)BS日本	(株)BSジャパン	(株)ビーエスフジ	(株)ビーエス・アイ	(株)WOWOW	(株)スター・チャンネル	日本BS放送(株)	ワールド・ハイビジョン・チャンネル(株)
代表者	神村 謙二	小林 昂	山田 登	北林 由孝	生井 俊重	和崎 信哉	植村 伴次郎	目時 剛	三輪 圭輔
住所	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前1-3-10	〒102-8644 東京都千代田 区二番町14	〒105-6005 東京都港区虎 ノ門4-3-1	〒137-8088 東京都港区台 場2-4-8	〒107-0052 東 京都港区赤坂 5-3-6	〒107-8080 東京都港区元 赤坂1-5-8	〒100-8966 東京都千代田 区永田町2-4-3	〒101-0062 東京都千代田 区神田駿河台 2-5	〒150-0001 東京都渋谷区 神宮前6-25-14
放送の種類と 認定番組数	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	HDTV 1番組 又は SDTV 3番組	〈デジタル〉 HDTV 1番組 又は SDTV 3番組 〈アナログ(サイマル)〉 SDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組	HDTV 1番組
認定スロット 数	24	24	24	24	24	24	15	18	15
主な放送内容	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、 娯楽、音楽、ス ポーツ等	ニュース、教養、 娯楽、音楽、ス ポーツ等	ニュース、教養、 娯楽、音楽、ス ポーツ等	ニュース、教養、 娯楽、音楽、ス ポーツ等	映画、スポーツ、 音楽	映画	ニュース、教養、娯 楽、音楽、スポー ツ等	ニュース、教養、 娯楽、音楽、ス ポーツ等
放送開始時期	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成12.12.1	平成19.12.1	平成19.12.1
有料／無料	無料	無料	無料	無料	無料	有料	有料	無料	無料

# WOWOWの加入者数の推移

- ・2007年6月にデジタルの加入者がアナログを上回った。
- ・2008年3月末の加入者は、デジタルが**1,446**千名、アナログが**992**千名となっている。



[WOWOW HPを元に作成(<http://www.wowow.co.jp/IR/index.html>)]

# 東経110度CSデジタル放送の番組一覧

(平成20年11月1日現在)

## 映画 (9番組)

- Ch. 221 東映チャンネル
- Ch. 222 衛星劇場
- Ch. 223 チャンネルNECO
- Ch. 224 洋画★シネフィル・イマジカ
- Ch. 228 ザ・シネマ
- Ch. 237 スター・チャンネル プラス
- Ch. 238 スター・チャンネル クラシック
- Ch. 239 日本映画専門チャンネルHD **HD**
- Ch. 240 ムービープラスHD **HD**

## スポーツ (14番組)

- Ch. 251 J sports 1
- Ch. 252 J sports 2
- Ch. 253 J sports Plus (ハイビジョン) **HD**
- Ch. 254 GAORA
- Ch. 255 スカイ・A sports+
- Ch. 256 J sports ESPN
- Ch. 257 日テレG+
- Ch. 258 フジテレビ739
- Ch. 259 FIGHTING TV サムライ
- Ch. 260 ザ・ゴルフ・チャンネル
- Ch. 262 ゴルフネットワーク
- Ch. 801 スカチャン801
- Ch. 802 スカチャン802
- Ch. 803 スカチャン803

## 娯楽・趣味 (1番組)

- Ch. 361 ジャスト・アイ インフォメーション

## 音楽 (6番組)

- Ch. 320 安らぎの音楽と風景/エコミュージックTV
- Ch. 321 Music Japan TV
- Ch. 322 スペースシャワーTV
- Ch. 323 MTV
- Ch. 324 大人の音楽専門TV◆ミュージック・エア
- Ch. 325 MUSIC ON! TV

## アニメ (5番組)

- Ch. 330 キッズステーション
- Ch. 331 カートゥーン ネットワーク
- Ch. 332 アニマックス
- Ch. 333 アニメシアターX (AT-X)
- Ch. 334 トゥーン・ディズニー

## 総合エンターテイメント (8番組)

- Ch. 300 日テレプラス
- Ch. 301 TBSチャンネル
- Ch. 302 フジテレビ721
- Ch. 303 テレ朝チャンネル
- Ch. 304 ディズニー・チャンネル
- Ch. 305 チャンネル銀河
- Ch. 306 フジテレビCSHD **HD**
- Ch. 800 スカチャンHD800 **HD**

## ガイド (5番組)

- Ch. 100 e2プロモ
- Ch. 101 TAKARAZUKA SKY STAGE (プロモチャンネル)
- Ch. 110 ワンテンポータル
- Ch. 147 CS日本番組ガイド
- Ch. 160 C-TBSウェルカムチャンネル

## 海外ドラマ・バラエティ (4番組)

- Ch. 310 スーパー! ドラマTV
- Ch. 311 AXN
- Ch. 312 FOX
- Ch. 314 LaLa HD **HD**

## 国内ドラマ・バラエティ・舞台 (5番組)

- Ch. 194 インターローカルTV
- Ch. 290 TAKARAZUKA SKY STAGE
- Ch. 291 fashiontv
- Ch. 292 時代劇専門チャンネル
- Ch. 293 ファミリー劇場

## ドキュメンタリー (4番組)

- Ch. 340 ディスカバリーチャンネル
- Ch. 341 アニマルプラネット
- Ch. 342 ヒストリーチャンネル
- Ch. 343 ナショナル ジオグラフィック チャンネル

## ニュース (5番組)

- Ch. 350 日テレNEWS24
- Ch. 351 TBSニュースバード
- Ch. 352 朝日ニュースター
- Ch. 353 BBCワールドニュース
- Ch. 354 CNNj

## ショッピング (3番組)

- Ch. 055 ショップチャンネル **HD**
- Ch. 161 QVC(キュー・ヴィー・シー)
- Ch. 185 プライム365.TV

**全12中継器 テレビ69番組**

〈スカパーJ S A T株式会社のホームページ等から作成〉

# 東経124/8度CSデジタル放送の番組一覧

(平成20年11月1日現在)

## PPV (30番組)

Ch. 100 ~103 パワーブラッツ  
Ch. 110~115 パーフェクト チョイス110~115  
Ch. 135 Vシアター135  
Ch. 136 CINEMA-R  
Ch. 139 パーフェクト チョイス139  
Ch. 160~162 スカチャン160~162  
Ch. 171~174 スカチャン171~174  
Ch. 176~177 スカチャン176~177  
Ch. 179~186 スカチャン179~186

## 映画 (14番組)

Ch. 260 洋画★シネフィル・イマジカ  
Ch. 261 チャンネルNECO  
Ch. 310 衛星劇場  
Ch. 312 ムービープラス  
Ch. 315 スター・チャンネル  
Ch. 316 スター・チャンネル プラス  
Ch. 317 スター・チャンネル クラシック  
Ch. 318 FOXムービー★SF&ホラー  
Ch. 319 V☆パラダイス  
Ch. 706 ザ・シネマ  
Ch. 707 日本映画専門チャンネル  
Ch. 708 東映チャンネル  
Ch. 709 エキサイトティング・グランプリ  
Ch. 785 MATVムービーアジア

## スポーツ (12番組)

Ch. 282 EXスポーツ  
Ch. 285 スカイ・A sports+  
Ch. 286 ザ・ゴルフ・チャンネル  
Ch. 300 J sports ESPN  
Ch. 301 FIGHTING TV サムライ  
Ch. 302 GAORA  
Ch. 303 ゴルフネットワーク  
Ch. 306 J sports 1  
Ch. 307 J sports 2  
Ch. 308 J sports Plus  
Ch. 309 日テレG+  
Ch. 739 フジテレビ 739

## 音楽

### (テレビ11番組、ラジオ100番組)

Ch. 265 スペースシャワーTV  
Ch. 266 歌謡ポップスチャンネル  
Ch. 267 第一興商スターカラオケ  
Ch. 268 安らぎの音楽と風景/エコミュージックTV  
Ch. 269 Music Japan TV  
Ch. 270 MTV  
Ch. 271 大人の音楽専門TV◆ミュージック・エア  
Ch. 731 MUSIC ON! TV  
Ch. 732 ミュージックビデオ専門/VMC  
Ch. 736 クラシカ・ジャパン  
Ch. 795 懐かし音楽★グラフィティTV/keiba  
Ch. 400~499 スターラジオ(100ch音楽ラジオ)

## アニメ (6番組)

Ch. 274 カートゥーン ネットワーク  
Ch. 276 キッズステーション  
Ch. 724 アニマックス  
Ch. 729 アニメシアターX(AT-X)  
Ch. 746 トゥーン・ディズニー  
Ch. 751 ニコロデオン/アニメ・子どもTV

## 総合エンターテイメント (8番組)

Ch. 278 日テレプラス  
Ch. 330 WOWOW  
Ch. 363 TBSチャンネル  
Ch. 717 朝日チャンネル  
Ch. 720 シーエスGyaO  
Ch. 721 フジテレビ 721  
Ch. 726 関西テレビ★京都チャンネル  
Ch. 730 ディズニー・チャンネル

## 海外ドラマ・バラエティ・韓流 (12番組)

Ch. 283 FOXライフ  
Ch. 331 KNテレビジョン  
Ch. 360 スーパー! ドラマTV  
Ch. 372 LaLa TV  
Ch. 722 FOX  
Ch. 723 サスペンスシアターFOXCRIME  
Ch. 725 AXN  
Ch. 728 ミステリチャンネル  
Ch. 749 アジアドラマチックTV★So-net  
Ch. 755 SCI FI (サイファイチャンネル)  
Ch. 791 KBS World  
Ch. 792 Mnet

## 国内ドラマ・バラエティ・舞台 (8番組)

Ch. 262 シアター・テレビジョン  
Ch. 275 EXエンタテイメント  
Ch. 279 MONDO21  
Ch. 325 歌舞伎チャンネル  
Ch. 361 ファミリア劇場  
Ch. 362 ホームドラマチャンネル  
Ch. 371 エンタ!371  
Ch. 718 時代劇専門チャンネル

## ドキュメンタリー (4番組)

Ch. 321 ディスカバリーチャンネル  
Ch. 370 ヒストリーチャンネル  
Ch. 741 ナショナルジオグラフィックチャンネル  
Ch. 747 アニマルプラネット

## ニュース・ビジネス経済 (12番組)

Ch. 250 ブルームバーグ テレビジョン  
Ch. 251 日経CNBC  
Ch. 252 BBCワールドニュース  
Ch. 254 e-天気.net  
Ch. 255 交通情報アクセス plus 天気  
Ch. 256 朝日ニュースター  
Ch. 257 CNNj  
Ch. 258 TBSニュースバード  
Ch. 742 Bloomberg Television[英語版]  
Ch. 745 日テレNEWS24  
Ch. 757 ビジネス・ブレイクスルー  
Ch. 766 ダイワ・証券情報TV

## 娯楽・趣味 (9番組)

Ch. 216 ベターライフチャンネル  
Ch. 218 ビクトリーチャンネル  
Ch. 277 旅チャンネル  
Ch. 280 大人の趣味と生活向上◆アクトオンTV  
Ch. 281 食&健康バラエティ★フーディーズTV  
Ch. 320 囲碁・将棋チャンネル  
Ch. 753 釣りビジョン  
Ch. 759 パチンコ★パチスロTV!  
Ch. 777 パチ・スロサイトセブンTV

## 教育・資格

### (テレビ8番組、ラジオ1番組)

Ch. 205 放送大学CSテレビ  
Ch. 248 ベネッセチャンネル  
Ch. 340 InstrucTV  
Ch. 343 Baby TV こどもえいごチャンネル  
Ch. 500 放送大学CSラジオ  
Ch. 762 GROWTH&EDUCATION  
Ch. 765 子育て支援・サイエンスチャンネル  
Ch. 772 ケアネットTV・メディカルCh.  
Ch. 774 医療福祉チャンネル774

## 公営競技 (15番組)

Ch. 120 南関東地方競馬チャンネル  
Ch. 380~384 レジャーチャンネル  
Ch. 385 JLCプラスワン  
Ch. 388~389 グリーンチャンネル  
Ch. 390~394 (ケイライブ) SPEEDチャンネル  
Ch. 395 スピードプラスワン395

## 外国語放送 (7番組)

Ch. 333 RECORDインターナショナル  
Ch. 334 TVグローボ・インターナショナル  
Ch. 781 チャンネル中国  
Ch. 782 TVB大富  
Ch. 783 CCTV大富  
Ch. 784 鳳凰衛視  
Ch. 787 ウィンズ・フィリピン・チャンネル

## ショッピング (9番組)

Ch. 217 セレクトショッピング Ch. 217  
Ch. 220 ショップチャンネル  
Ch. 221 MALL OF TV  
Ch. 222 QVC (キュー・ヴィー・シー)  
Ch. 223 コジマTV  
Ch. 224 ジョイショップ 224  
Ch. 240 Shop 240  
Ch. 242 ジャパネットスタジアム 242  
Ch. 243 ジュエリーショッピング★GemsTV

## アダルト (27番組)

Ch. 100~103 パワーブラッツ (PPVと重複)  
Ch. 110~115 パーフェクト チョイス (PPVと重複)  
Ch. 136 CINEMA-R (PPVと重複)  
Ch. 900 プレイボーイチャンネル  
Ch. 901 レインボーチャンネル  
Ch. 902 ミッドナイト・ブルー  
Ch. 903 フラミンゴ903  
Ch. 904 チャンネル・ルビー  
Ch. 905 ブルーチェリー (チェリーボム)  
Ch. 906 みるく 906  
Ch. 907 Splash  
Ch. 910 Zaptv  
Ch. 911 Queen Bee  
Ch. 912 まんぞくチャンネル  
Ch. 913 パラダイステレビ  
Ch. 914 ピンクチェリー (チェリーボム)  
Ch. 915 イエローチェリー (チェリーボム)  
Ch. 916 ダイナマイトTV  
Ch. 917 AV王

## 番組案内 (2番組)

Ch. 200 CLUBスカパー! TV  
Ch. 202 スカパー! イノベーションチャンネル

## 【平成20年10月1日開始】 HD番組 (15番組)

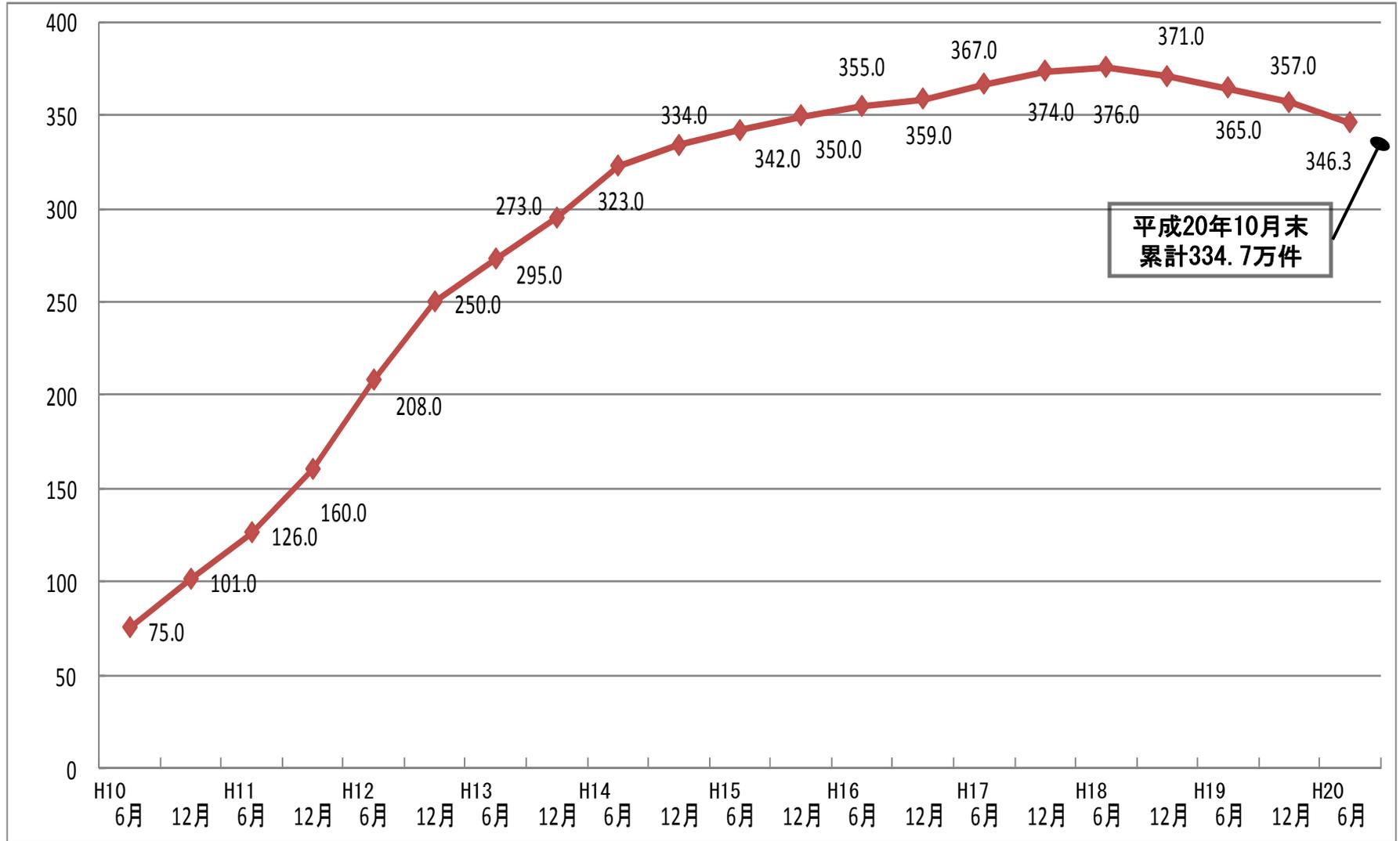
Ch. 138 パーフェクトチョイスHD 138  
Ch. 190~192 スカチャンHD190~192  
Ch. 626 スター・チャンネル ハイビジョン  
Ch. 628 衛星劇場HD  
Ch. 632 ムービープラスHD  
Ch. 634 日本映画専門チャンネルHD  
Ch. 605 J sports Plus (HDビジョン)  
Ch. 613 フジテレビCSHD  
Ch. 616 TBSチャンネルHD  
Ch. 617 朝日チャンネルHD  
Ch. 651 FOX HD  
Ch. 948 アダルトHDレッド  
Ch. 949 アダルトHDブルー

**全35中継器 テレビ198番組  
ラジオ101番組**

〈スカパーJ S A T株式会社のホームページ等から作成〉

# 東経124／8度CSデジタル放送の加入件数推移

単位：万件



[スカパーJSAT株式会社の公表資料等により作成]

## 新たに整備する衛星デジタル放送方式の概要

### 1 新たに整備する放送方式の特徴

- ロールオフ率を 0.1 とすること等による伝送容量の拡大  
(約 52Mbps→約 70Mbps)
- 映像の高圧縮が可能になる H.264 を採用
- IP 伝送も利用可能とすることで通信との親和性を確保
- 従来の映像フォーマット (480i, 480p, 720p, 1080i) に加えて 1080p を追加

	CSデジタル放送 (高度狭帯域伝送方式)	現行のBSデジタル放送	新たに整備する 放送方式
伝送容量 (正味の情報レート)	約45Mbps	約52Mbps	約70Mbps
多重化方式	MPEG-2 Systems		MPEG-2 Systems、 TLV※1
映像符号化方式	H.264※2	MPEG-2 Video	H.264※2
映像入力 フォーマット	480/I、480/P、720/P、1080/I		480/I、480/P、 1080/I、1080/P

#### ※1 TLV

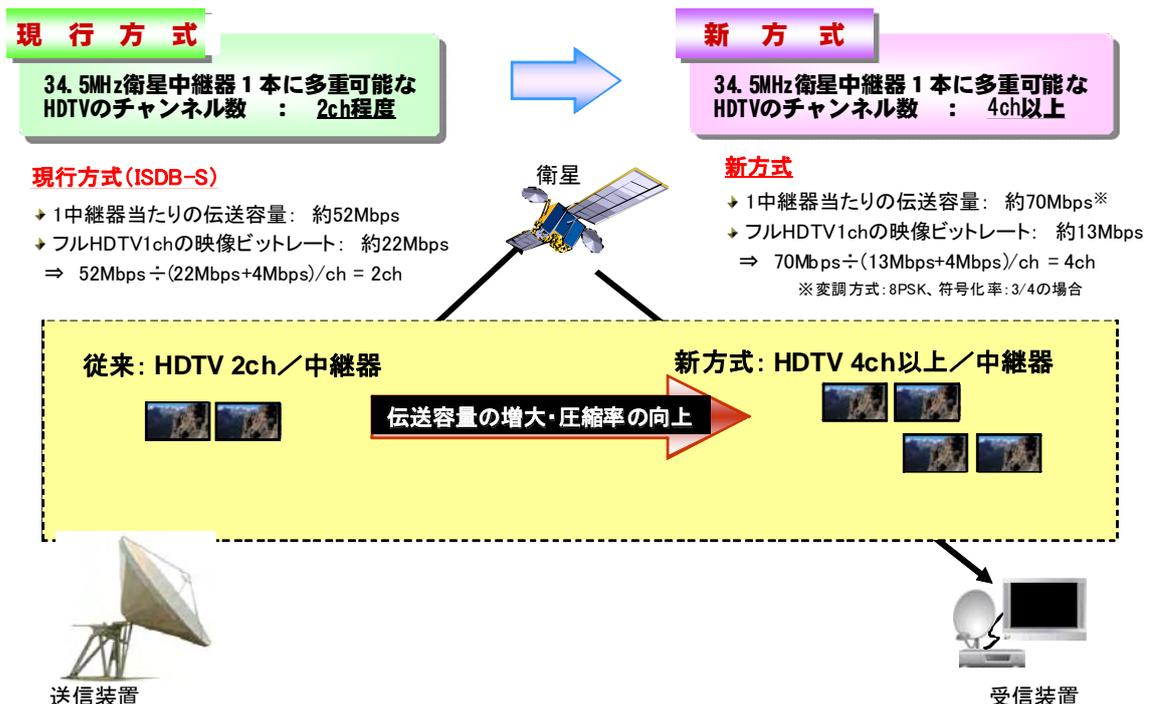
- ・インターネットで用いられている IP パケットを、ヘッダ圧縮等により効率的な伝送が可能。

#### ※2 H.264

- ・従来の MPEG-2 のおよそ半分の容量に圧縮が可能と言われている映像符号化方式。

### 2 新たな放送方式導入による効果と利用イメージ

#### ■ 新たな衛星デジタル放送として、多チャンネルHD放送を実現



## 新たに整備する衛星デジタル放送方式の導入に係る省令改正の概要

### 1 本改正のポイント

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「標準方式」という。）の

- ・ 第 5 章 11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送
- ・ 第 6 章 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送

に「高度広帯域伝送方式」の節を追加。

### 2 主な改正内容

高度広帯域伝送方式を技術基準として追加。同方式の主な技術基準は以下。

項目	主な技術基準
1 搬送波の変調等 【無線設備規則第 37 条の 27 の 16】 【標準方式第 35 条の 4】 【電気通信役務利用放送法施行規則第 15 条第 5 項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周波数帯幅 : 34.5MHz</li> <li>・ 変調形式 : 8 相位相変調・4 相位相変調 2 分の <math>\pi</math> シフト 2 相位相変調</li> <li>・ シンボルレート : 32.5941Mbaud<math>\pm</math>20ppm</li> <li>・ ろ波器の特性 : ロールオフ率 0.1</li> </ul>
2 誤り訂正 【標準方式第 35 条の 5、35 条の 6】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誤り訂正は、低密度パリティ検査符号（LDPC 符号）<sup>※1</sup>と BCH 符号<sup>※2</sup>を組み合わせた方式</li> <li>（※1）誤り訂正能力に優れ、並列処理によるリアルタイム復号が可能</li> <li>（※2）任意個の誤りを訂正可能</li> </ul>
3 多重化 【標準方式第 35 条の 3】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP パケットを効率よく伝送可能な TLV (Type Length Value) を追加</li> </ul>
4 映像信号の符号化 【標準方式第 35 条の 7、35 条の 8】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 符号化方式は H.264</li> <li>・ 映像フォーマットとして 1080/60/P を追加</li> </ul>
5 音声信号の符号化 【標準方式第 35 条の 9】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大入力音声チャンネル数 : 22.2 チャンネル</li> </ul>

平成20年12月10日

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る

異議申立ての付議について

(平成20年12月10日 付議第8号～第10号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(石田課長補佐、中島係長)

電話：03-5253-5829

付議内容について

総務省総合通信基盤局電波環境課

(大泉電波監視官、元村係長)

電話：03-5253-5905

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る  
異議申立ての付議について

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る  
短波放送受信者 96 名により提起された異議申立ての付議について  
(付議第 8 号)

1 異議申立年月日  
平成 20 年 9 月 1 日

2 異議申立人  
短波放送受信者 96 名

※異議申立て時は、申立人は 98 名であったが、その後、                    については異議申立てを取り下げた。また、異議申立書の不適法な点について補正を命じたところ、                    からは回答がなかったため、同人については異議申立てを却下した。

3 異議申立てに係る処分

平成 20 年 7 月 8 日に官報告示（総務省告示第 370 号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社トワダ・ウェルデザイン  
型式名 HMS-H100  
指定番号 第 AT-08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社コレガ  
型式名 CG-PLCHD01  
指定番号 第 AT-08005 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 SMK株式会社  
型式名 PL014-3J  
指定番号 第 DT-08001 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社アイ・オー・データ機器  
型式名 PLC-ET/MW  
指定番号 第 DT-08002 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社村田製作所  
型式名 RF-PLCP0101  
指定番号 第 ET-08003 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社プレミネット  
型式名 PLAM5000 Rev. 1  
指定番号 第 ET-08004 号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 株式会社ネイルコム  
型式名 NPL-E200AIJ  
指定番号 第 GT-08001 号

#### 4 異議申立ての趣旨及び理由

上記3に記載の広帯域電力線搬送通信設備が隣家で使用された場合、短波帯で行われる放送を受信することを目的として開設している申立人らの無線設備が有害な混信を被る危険性が極めて高いことから、本件型式指定処分を取り消すとの決定を求める。

#### 注：「型式指定処分」

広帯域電力線搬送通信設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならないこととされている（電波法第100条第1項第1号）が、その型式について総務大臣の指定を受けた設備については、当該許可を受けることなく設置することができる（電波法第100条第1項第1号かっこ書き及び電波法施行規則第44条第1項第1号（1））。

**広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る  
アマチュア無線家ら 115 名により提起された異議申立ての付議について  
(付議第 9 号)**

**1 異議申立年月日**

平成 20 年 11 月 7 日

**2 異議申立人**

アマチュア無線家ら 115 名

**3 異議申立てに係る処分**

平成 20 年 9 月 16 日に官報告示（総務省告示第 518 号）した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 住友電工ネットワークス株式会社                   |
| 型式名            | M e g a B i t G e a r M H 2 2 5 0 |
| 指定番号           | 第 A T - 0 8 0 0 6 号               |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | 西日本電信電話株式会社                       |
| 型式名            | P N - 1 0 0 0 H D                 |
| 指定番号           | 第 E T - 0 8 0 0 5 号               |
| ・ 製造業者等の氏名又は名称 | パナソニックコミュニケーションズ株式会社              |
| 型式名            | B L - B R A A 4                   |
| 指定番号           | 第 H T - 0 8 0 0 2 号               |

**4 異議申立ての趣旨及び理由**

広帯域電力線搬送通信設備が 2 M H z ~ 3 0 M H z の周波数を利用することに伴い、これまで同周波数を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、平成 20 年 9 月 16 日に官報に告示した型式指定処分の取消しを求めるもの。

**5 備考**

今回の異議申立てには、証拠説明書及び書証一式は添付されていない。

広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る  
個人により提起された異議申立ての付議について  
(付議第10号)

1 異議申立年月日

平成20年11月14日

2 異議申立人

個人 (北川 勝浩)

3 異議申立てに係る処分

平成20年9月16日に官報告示(総務省告示第518号)した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分

- ・ 製造業者等の氏名又は名称 住友電工ネットワークス株式会社  
型式名 MegaBitGear MH2250  
指定番号 第AT-08006号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 西日本電信電話株式会社  
型式名 PN-1000HD  
指定番号 第ET-08005号
- ・ 製造業者等の氏名又は名称 パナソニックコミュニケーションズ株式会社  
型式名 BL-BRAA4  
指定番号 第HT-08002号

4 異議申立ての趣旨及び理由

本件型式指定処分の根拠となっている現行の技術基準は、策定時に重大な事実誤認をしているため、漏えい電界強度について何ら有効な規制にはなっていない。そのため隣家における短波放送受信設備による短波放送の受信が必然的に妨害を受ける。

現行の技術基準に基づく広帯域電力線搬送通信設備は、無線通信等への影響が少ないと判断される設備ではないので、そもそも型式指定することはできない。

当該設備が一般家庭で使用された場合に、隣家における短波放送の受信設備が妨害を受けることは明らかであり、そのような有害な設備に型式の指定を行ったことは誤りである。よって、当該設備の型式の指定の取消しを求める。

(参照条文)

○ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（電波監理審議会への付議）

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。

（高周波利用設備）

第一百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

○ 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第一百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

- 一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kH<sub>z</sub>以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの
  - (1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- 2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は次に掲げる区分ごとに行う。
  - 二 屋内において、2MH<sub>z</sub>から30MH<sub>z</sub>までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

## 平成21年電波監理審議会開催日程

1月21日（水）

2月 4日（水）

3月11日（水）

4月 8日（水）

5月13日（水）

6月10日（水）

7月 8日（水）

9月 9日（水）

10月14日（水）

11月11日（水）

12月 9日（水）

- ※1 開催時間は、原則、15時開始。
- ※2 開催場所は、原則、1002会議室（10階）
- ※3 審議会は、8月は開催しない。

（連絡先）総合通信基盤局総務課  
石田課長補佐、中島係長  
電話：03-5253-5829